

令和 7 年第 1 回津南町議会定例会会議録 （ 2 月 28 日 ）

招集告示年月日		令和7年2月17日		招集場所		津南町役場議場			
開会	令和7年2月27日 午前10時00分			閉会	令和7年3月14日 午後2時03分				
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議 員 名	応招等の別	議席番号	議 員 名	応招等の別			
	1 番	月 岡 奈 津 子	応・出	7 番	風 卷 光 明	応・出			
	2 番	滝 沢 萌 子	応・出	8 番	石 田 タ マ エ	応・出			
	3 番	村 山 郁 夫	応・出	9 番	栗 原 洋 子	応・出			
	4 番	関 谷 一 男	応・出	10番	吉 野 徹	応・出			
	5 番	久 保 田 等	応・出	11番	江 村 大 輔	応・出			
	6 番	筒 井 秀 樹	応・出	12番	恩 田 稔	応・出			
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職 名	氏 名	出席者	職 名	氏 名	出席者			
	町 長	桑 原 悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	太 田 昌	○			
	副 町 長	根 津 和 博	○	観光地域づくり課長	村 山 詳 吾	○			
	教 育 長	島 田 敏 夫	○	DMO推進室長	石 沢 久 和	○			
	農業委員長	藤 ノ 木 稔	○	建設課長	鴨 井 栄 一 郎	○			
	監 査 委 員	藤 ノ 木 勤	○	教育委員会教育次長	高 橋 昌 史	○			
	総 務 課 長	鈴 木 正 人	欠	ジオパーク推進室長	五 十 嵐 誠	欠			
	福祉保健課長	野 崎 健	○	会計管理者	鈴 木 真 臣	○			
	税務町民課長	小 島 孝 之	○	病院事務長	小 林 武	○			
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長		保 坂 晃久		議会事務局班長		太 田 一 規	
会議録署名議員		2 番		滝沢 萌子		7 番		風 卷 光 明	

〔付議事件〕 （ 2 月 28 日）

日程第 1 一 般 質 問（ 5 名）

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程はお手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

一般質問

議長（恩田 稔）

昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告に従って、順次発言を許可いたします。

質問は、1 回目は演壇で、2 回目以降は質問席で行ってください。

なお、一般質問は 1 議員につきおおむね 60 分以内に制限し、3 回以上の発言を許可いたします。質問、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

通告に従いまして、大きく 2 点についてお願いいたします。

1. まず、1 点目ではありますが、公共施設総合管理計画改定後の取組についてお尋ねいたします。

（1）令和 5 年度 6 月から令和 6 年度 3 月におきまして、町の公共施設 82 施設の総合管理計画改定が実施されております。町の財政状況を基に施設の総量の適正化、今後の管理計画等が進められると思われましても、結果を踏まえまして、町が進められる施設の総量の適正化と方向性について教えてください。また、新年度予算につきまして関係予算がありましたらお聞かせください。

（2）指定管理者制度を導入されるに当たりまして、利用者皆様方の公平的なサービスや自治体としてのコストの削減も検討され、進めていただいたと思っておりますけれども、それらを理解した上でお尋ねいたします。数多い施設の管理の中で指定管理者制度を取り入れて進められておりますけれども、リスク等があるなかで、マネジメントの適正化と実態についてお聞かせください。

（3）指定管理者制度のメリットとデメリットについてお聞かせください。

（4）リスクの分担での問題点につきまして教えてください。

2. 地方創生のなかで、過疎地における行政機能の進め方についてお尋ねいたします。かつて、町の観光の拠点としての秋山郷、現在は本当に人口が減少しておりまして、高齢化が進んでおります。地域住民は、将来に向かって本当にささやかな希望の光を消さないように力強くこらえているのが実態であります。昭和 50 年、上結東地区に行政の要としての克雪管理センターを建設していただきました。今は雨漏りもする状況でもあります。地域住民の拠り所の施設とも思われておりまして、住民の思い、どうぞこの願いを消さないように進めていただきたいと願っております。町の方向性とお考えについて、お尋ねいたします。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

10 番、吉野徹議員にお答えいたします。

大きな 1 点目、公共施設等総合管理計画改定後の取組に関する御質問の 1 点目、「結果を踏まえて、総量の適正化と今後の進め方、方向性と、新年度予算への影響」についてお答えいたします。町の公共施設等総合管理計画は、平成 28 年度に策定をしましたが、今回の改定は令和 2 年度に策定した公共施設個別施設計画等を反映し、内容を更新したものとなっています。計画の中では、基本認識として、少子高齢化による財政力の低下や公共施設に対するニーズの変化、施設の老朽化と今後の建替えや大規模改修が必要な施設の集中、長寿命化により費用を圧縮してもこれまでと同等以上の費用が発生すること、財源に限界があることを踏まえた公共施設の検討が必要である点を挙げています。また、公共施設等の将来の更新費用は、長寿命化等の対策を実施したとしても、30 年間の計画期間で約 323 億円が見込まれ、多額の更新財源不足が見込まれます。人口減少が顕著なことや財政状況などから、施設の利用状況や老朽化、その施設で行われるサービスのためのコストや人員、町の財政状況など、広い視野、長期的な視点で考え、施設一つ一つの管理方針を検討する必要があると考えております。新年度予算で解体を検討した施設もありますが、多額の費用が掛かることや、現時点では解体費用に対する補助金や財政措置が無いことなどから、新年度において予算計上はしていません。なお、先日、1 月下旬に総務省が、来年度、公共施設等適正管理推進事業債の集約化・複合化事業を拡充する方針を決め、各自治体が公共施設等総合管理計画に基づいて公共施設の集約などを行う場合、廃止する旧施設の除却事業を対象に追加すると聞いております。まだ総務省から正式な通知はありませんが、そうなれば、人口減少を踏まえ公共施設の適正配置が必須のなか、経費が掛かる除却への交付税措置がなされることにより、今までより除却事業が進めやすくなると思っております。

2 点目、「管理面で、参画の指定管理者制度でのマネジメントと適正化について」ですが、指定管理制度については、公の施設、一般的には行政財産の中の公共用財産の管理を条例の定める手続に沿い、議決を経て指定される者に行わせる制度となっており、多様化する住民ニーズに効果的に対応するため、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と費用対効果の向上を図ることなどを目的としています。指定管理者の期間は、個々の施設に応じ

複数年で設定しており、指定管理者のリスク軽減や継続性・安定性を確保しています。また、事業の変動要因の大きい施設については、基本協定を締結するとともに、決算の状況や事業計画に応じ、毎年、その年度の金額を定めた委託契約を結ばせていただいています。

3点目、「指定管理者制度のメリット・デメリットについて」ですが、まず、メリットとしては、民間事業者に蓄積されたノウハウを公共サービスの企画やアイデアに生かすことができ、住民サービスに応えるとともに、満足度を上げることができます。また、行政としても行政コストの削減と行政サービスの質を高めることで、費用対効果の向上を図ることができます。受託者側のメリットとしては、継続的な収入の確保、信頼性の担保、地域貢献、業務のノウハウの蓄積などが挙げられます。デメリットとしては、行政は設置者としての責任を果たす立場であるため、管理運営内容が遂行されているか管理監督を行う必要があること、行政と民間サービスの狭間で業務を遂行することに制限が掛かったり、民間事業者が少ない地域においては新しい提案等を持つ事業者の手が上がりなかつたりする可能性があるなど、必ずしも住民サービスの向上につながらないことなどが挙げられます。町といたしましては、これらを踏まえ、それぞれの施設の財産区分、使用形態、管理方法等に応じて、指定管理、業務委託等を含め、適正な管理を行っているところです。

4点目、「リスク分担での問題点」ですが、指定管理者を置いている施設は、それぞれ指定管理者と協定を締結しており、その中で業務の範囲や修繕費を含めた維持管理費の限度額等について、あらかじめ役割や費用負担を規定しています。施設によって異なりますが、修繕費については20万円以上、備品については10万円以上の部分は町が負担するというようなかたちでそれぞれ取決めをしております。

大きな2点目、地方創生のなかで過疎地における行政機能の進め方に関する御質問の1点目、「秋山郷では、人口減少、高齢化が進むが、行政機能を兼ねた施設改修と住民サービスの考え方」についてお答えいたします。秋山郷地区には、秋山郷地区の生活環境の維持向上を図り、福祉増進に寄与するため、津南町克雪管理センターを設置しているところです。地域の拠点施設であるとともに、地域おこし協力隊の事務所や簡易郵便局機能等も持っている複合施設です。施設は昭和50年の建築で、鉄筋コンクリート建て、約380㎡の面積となっています。施設は建築から50年が経過しようとしており、老朽化してきているとともに、旧耐震基準の施設となっています。町といたしましては、地理的な面や公共交通の状況等から、引き続き、施設を設置していきたいと考えておりますが、老朽化の状況などから改修による長寿命化は費用対効果を含め難しいと考えており、国・県の補助金などを活用するなかで、どのようなことができるか研究を進めていきたいと考えています。

以上です。

議長（恩田 稔）

10番、吉野徹議員。

（10番）吉野 徹

再質問でお聞きさせていただきます。

公共施設のことで今、町長からお答えいただきましたけれども、結論から言いますと、本年度は町の公共施設には、国の総務省のほうからまだお返事が来ていないので、手を付

けないでそのままいかれるというようなことでありました。何年も前に町の公共施設につきまして個別の総合計画も頂きました。そのなかで、数ある施設は、30年先、40年先となると何百億円も掛かるというお話も前にもいただいております。例えば、いろんな施設を一つに統合するとか、一緒にするとか、壊すとか、そういったものというのは今後の国の出方によって方向性が決まるということによろしいのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

国の出方というか、先ほど、町長の答弁にもありましたように、今回、総務省のほうで集約して除却対象分が出たときに、起債は充当率90%で交付税措置は元利償還金の50%措置するという記事が出ました。まだ正式に頂いていないのですけれども。これであれば、例えば、保育園とか学校とかを統合して、その保育園を活用はするのですけれども、活用ができなくて除却となった場合、そこら辺は集約のための除却なので交付税措置が出る、起債が借りられる、地方債が借りられる。今までは、その除却に対しては地方債は借りられるのですけれども、交付税措置が無いものですから、なかなか手が付けられなかった部分です。今後、そういうことであれば、50%なのですけれども、町としても今までよりは除却に対して進めることができるのかなというところでございます。

議長（恩田 稔）

10番、吉野徹議員。

（10番）吉野 徹

では、そういった町の公共施設に対して、例えば、集約をするとか、もう無くしてしまうとか、そういうことについては町としまして、そういった施設のための基金というのはお考えになっていないということでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

除却そのものに対する基金というのは、今は設けていないです。ただ、基金の状況を見れば分かるのですが、例えば、学校建設をする時は学校建設基金とか、昔で言えば庁舎の時は庁舎整備基金とか、積み立てた経過はございます。除却ということではなくて、大きな建物を建てる場合、そういった基金を積み立てていくという方法は以前、とってきておりました。

議長（恩田 稔）

10番、吉野徹議員。

(10 番) 吉野 徹

町の公共施設につきましては、本当に何回もお尋ねさせていただきまして、いろんなお話をいただいております。そういったなかで、繰り返すのですが、そういった施設ばかりではなくて、津南町はインフラ整備につきましても、特に今年みたいな大雪がありますよね。そういうときは、そういった施設は古いものでありますので、町民の生活が第一でありますので、そちらのほうにお金が回ってしまう。だから、そういったなかで、きちんとした町の計画で、やっぱりある程度、そういったものは基金を積んでいかなければ大変になるのではないかと考えております。

では、(2) のことで、同じような質問でありますので、順番はばらばらになると思いますが、教えてください。指定管理者制度のリスク分担についてお聞かせいただきたいと思います。協定の中でも、自治体としてライフサイクルを基にして施設管理者と協定を交わしておられることは分かっておりますけれども、管理者のランニングコストの試算については何を基準にお進めになっているのですか。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

ランニングコストの試算という御質問でしょうか。すみません、御質問の意図が分からないのですけれど。

議長 (恩田 稔)

10 番、吉野徹議員。

(10 番) 吉野 徹

その公共施設の財源の確保ということは、人とかものとかお金、もちろん使用方法とか、協定を結ぶ時にお話すると思うのですが、施設を運営するに当たりまして、例えば、相手方の指定管理者制度の言われる金額、「このくらい掛かるから、年間このくらい頂かなければ、この事業はできませんよ。」と、そういった場合に。企業の運営維持のことです。経営管理とも言いますが、そういったなかで、どういうふうにするのかなど。例えば、維持管理とか、毎日過ごしている経営に当たりましての費用、そういったものは、どのように資産をして、町が年間契約協定にしておられるのかと考えているのです。そのことについて、教えてください。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

町内の施設で指定管理をしている施設はあります。例えば、津南町の健康増進施設クア

ハウス津南、これは NPO 法人 Tapさんを指定管理者としているわけですが、当然、予算編成前には担当の福祉保健課と Tap で、来年度に掛かる費用については協議をして、両者納得した上で委託料を定めているところでございます。もし、詳細ということであれば、福祉保健課長に答えさせますけれども、それぞれの、例えば、障害者福祉施設いこいの家であれば、地域ケアサポート魚沼さんと協議をして進めておりますし、そういう状況で、大きな施設については、予算編成前に担当部局と指定管理者で話し合いをもって、人件費から光熱費から掛かってくる費用を相談して委託料を決めているところでございます。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

その時に協定を結ぶわけでありまして、そういった更新を含め、日々、そういったなかでお話いただいていると思います。では、優先度といいますか、どちらのほうをそれをお決めになる権限を持っているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

優先度と言うのか分かりませんが、当然、クアハウス津南の運営には指定管理者である Tapさんのお力は必要ですので、Tapさんの例しか今は出しませんが、いろいろ新年度事業の概要を私どものほうに持ってくるわけです。それを当然優先しながら、町も財源がありますので、削られる所は削っていただきながら決めているというところでございます。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

それは、更新時にお決めになるのでしょうか。もちろん、その更新といいますと、施設ごとに指定管理者は別でありますので、いろんな施設で違います。そういったなかで、1年間ずつの報告はされていると思うのですが、契約の更新というのは事業によって1年とか3年とか、そうやって違ってくるのでしょうか。それとも、1年ずつやっておられるのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

指定管理者の施設によって違いますけれども、例えば、クアハウス津南とかいこいの家とか、そういう運営部分については毎年更新契約をしているところがございます。指定管理者の中でも、例えば、地域の駐車場等は最初の契約だけで、特段、費用等も発生していませんので、指定期間の当初の契約で、何も無ければ年々自動更新というかたちをとらせていただいております。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

私がお聞きしたかったことは、そういった施設の老朽化修繕に対してまして、町から言うところの投資的経費と言うのでしょうか。そういったものは、もちろん出てきていると思っております。どのような試算をして、歳出の上限というのはありましたら教えてください。というのは、確か、国税局のほうで示されている最低水準の金額がどこかであったと思うのですが、それは幾らくらいでしたか。もし、お分かりになったら教えてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

そこら辺の数値は、すみません、私が勉強不足で把握しておりません。例えば、修繕につきましては、相手の指定管理者のほうから直していただきたい箇所、何か所か出てくる中で予算査定の時に優先順位というか、財政的なもので全て修繕というところまでなかなかいかないものですから、優先度の高いものは修繕で新年度、そのときの予算編成でやらせていただいて、優先度の低い所で我慢できるものは、また次の年に回していくようなかたちをとっているところです。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

そうなりますと、先ほど公共施設の話をしていただきましたけれども、そういった修繕・修復につきましては本当にお金が掛かってくる。そういった大きな投資経費が出た場合に、施設の減価償却というかたちで取り扱われるのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

指定管理者の決算の中までは、私は把握してないのですが、町とではなくて、そこら辺は指定管理者のほうで減価償却しているのかどうか、もし、福祉保健課長が分かれば。そういう状況です。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

では、そういった急に出てきた修繕・修復につきましても、もちろん指定管理者と町自治体のほうで相談しながら進めるということなのですが、それに対しての基金等はまだ全然積まれていないということで、最初にお話いただきましたことと同じような理解でよろしいですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

当初、申し上げたとおり、そのための基金というのは積んでおりません。修繕につきましても、度々補正予算でも上げさせていただいているのですが、利用者にとって相当不便なとき等、利用者の安全性が損なわれる場合につきましては、当然、優先して補正で付けさせていただいているところでございます。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

先ほどから副町長からお話いただいておりますけれど、では、ちょっと違った面からお尋ねします。何年前でしょうか、国の総務省が公の施設の指定管理者制度導入状況に関する調査を確かに行っていると思っております。それらを行った時、そういった施設の指定管理者と町自治体との問題点につきましては、何かありましたか。生じておりましたか。もし、ありましたら、その内容について教えてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

総務省のその調査の時に問題点というのは私のほうでは把握はしておりませんが、先ほど、町長の答弁でもありましたように、指定管理者制度はメリットとデメリットもございます。そこら辺はデメリットの部分では、町長の答弁にありましたとおり様々ありますの

で、例えば、先ほど申し上げましたとおり、管理監督を行う必要があったりして、行政と民間サービスの狭間で業務を遂行することに制限が掛かったり、津南町におきましては民間業者が少ないところですので、なかなか新しい方の手が上がらないという、そういうものは一般的なデメリットとして挙げられているところでございます。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

指定管理者さんと 1 年間若しくは何年かおきに協定を交わされるわけであります。先ほど、メリット・デメリットの中で町長からお話もいただきましたけれど、そういった面で、例えば、突然の災害とかがもしあった場合、どうしても大きな修繕が入ってしまった。そして、このように物価が高騰していると、人件費も上げなければいけないということで、指定管理者を受けている方々も大変きつい部分もあると思うのです。日々、町民の皆様方を受け入れていて。そういったものに対して、町として、そういう訴えがあって困ったことがあったら、その都度、町が手を差し伸べてあげられる資金とか、そういったことというのは。今、物価高できっと皆さん方から出ていると思うのですが、そういった対応につきましては、きちんと町としてやっておられるのか。そういったお話はないのかあるのか、教えてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

当然、電気料の高騰とか物価高騰、人件費の高騰は、それぞれの指定管理者から大変な状況を伺っているなかで、かなりの経営努力をさせていただいているところでございます。指定管理者からそのような状況であるということは、担当課も当然話を伺っているなかで、その部分を含めた委託料の増額はさせていただいているところでございます。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

では、最終的に教えてください。この指定管理者制度を町として取り入れてやっていただいておりますけれども、指定管理者制度につきましては、最終的にはどのようにお考えなのかと思っていますのです。というのは、一般普通財産の中で、そういった公共施設につきましては、民間の方々と契約をして年間の管理料をお支払いしているのですが、指定管理者制度を使ったときと、普通にただ管理をお願いしたとき、利用者の皆さん方のサービスとか満足度はもちろん消すことはできないと思います。町としては、自治体のコストももちろん削減もできますし、ランニングコストや最終的には施設の廃棄まで考えな

くてはいけないのですけれども、そういったなかで、公共施設に対して指定管理者制度はベストだと思っていらっしゃるのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

町長答弁にもありましたように、普通財産で、例えば、駅の温泉とか萌木の里は普通財産ですので委託をお願いしているのですけれども、公共財産は、先ほど申し上げましたクアハウスとかいこいの家等は指定管理者制度でやっています。私どもとしてはどの方向が良いのか、それぞれそれがベストだと思って、そういうところで管理をお願いしているところがございます。ほかにも、全国的には PPP とか PFI とか、いろいろなやり方はありますけれど、町としては今のところ、指定管理者制度と業者委託という二つの方法でやっているところです。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

指定管理者制度に乗せるにつきましては、やはり行政財産で、普通財産の部分につきましては、こういった制度が使えないということで、そう理解してよろしいですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

一応、地方自治法で指定管理者制度を定めておりまして、その中に公の施設というところが載っております。公の施設というのが主に公共財産の範疇にはいるものと認識しておりまして、いわゆる公共財産の中の施設で指定管理をしているところです。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

施設全体のものではなくて、もちろんニュー・グリーンピア津南さんはスキー場部分だけが指定管理者制度でやっておられますよね。ホテル棟は、今言ったように一般財産でありますので、通常のやり方でやっておられます。先ほども触れたのですけれども、そういった指定管理者制度は、協定中に行われるところの収入はスキー場から入った部分はもちろんニュー・グリーンピア津南さんへ収入源として入るわけです。それを運営・経営するに当たりましては、また別口で町が資金を出しているわけですよね。修繕・修復も、もちろ

ん町の施設なので町が出しています。そういったものを比べますと、指定管理者制度を使ったほうが町としてはコストの面でベストな方法なのかと、それでお聞きしたのです。ニュー・グリーンピア津南さんを例に取って悪いのですけれども、収入がスキー場で幾らありました、修繕が幾ら掛かりました、今後、例えば補修をしなければ来年度はスキー場はやっていけませんとか、そういったとてつもないお金が掛かるわけですね。だから、そういった面できちんと試算をされていけばいいのですけれども。例えば、協定の中で指定管理の部分につきましては全て町が持ちます、上がった収入からこの分を引きますというような試算をしていच्छゃると思うのですけれども、そういった細かなことにつきましては、そういった修繕の要請があった場合に全て明らかになってくるわけですね、町としては。それは突然に來ます。そのなかで、町の基金を積んでいなかったとした場合に町が用立てなくてはいけないわけでありますので、とてつもないお金が掛かっているのではないかなと思っています。そこを心配してお聞きしたのですけれども、そういった理解でよろしいですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

指定管理の施設につきましては、決算を出していただいておりますので、どういう所を修繕したか等は当然分かりますし、予算を組む時も、どういう事業をやるか、どういう修繕が必要かは出していただきますので、そこら辺は担当部局はきちんと把握しているところでございます。指定管理者にしないと、料金制度というか取ることができませんので、例えば、クアハウス津南あたりは料金は Tap さんが頂いているなかで、そのなかで歳入と歳出を見ながら、指定管理者の委託料を決めているところでございます。クアハウス津南とかスキー場を例に取ってみても、行政でいろいろなアイデアを出すことはなかなか難しいですので、それは民間の力を借りる。Tap さんの様々なアイデアで利用者也満足していくのかなというところだと思っております。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

そういったものが出てくるときに、優先度はどちらのほうを持っていच्छゃるのですかとお聞きしたのですけれど、町が駄目だと言えはもう駄目なのですね。そういう冷たいことはしないと思うのですけれど。だから、本当に町の財政というものは、これからどんどん厳しくなるのではないかなと思っているのですけれども、私たちが心配することではないと言えはそれまでなののですけれど。そういった基金につきましては、ぜひ、お考えいただきたいと思っております。

では、大きい 2 点目について。先ほど、町長からお話いただきました。今後、検討していただけるのではないかなと、そんなニュアンスがありましたけれど、地域の皆様方が本当

に声を出して、私、聞かせていただきました。それに触れたいと思うのですけれども。地域の声を代表した言葉ですよね。克雪管理センターは、本当に拠点施設でもありまして、つい先日、この豪雪でありましたが、雪に埋もれて亡くなった方がいらっしゃいまして、あそこでお葬式もやらせていただきました。そういった総合施設でもありまして、住民の連携のなかで、そういった住民参加のワークショップ等の多機能施設として、また、地域のコミュニティ施設としても利用させていただいております。先ほど、地域おこし協力隊のお話も町長からいただきましたけれども、そういった方々を中心にイベントとか教育プログラム、若い方々でありますので相手を利用したサービス等、過疎地であるゆえ、オンラインやデジタル化を進めることができるのではないかというお話を頂いております。地域の特性を生かしたなかで、特に秋山郷は山菜が出ますので、特産品や昔からの伝統や文化、特に今がんばってわら細工を作っている方もいらっしゃいますけれど、そういった地域の魅力をアピールできるような、そうすることによって住民の絆をもっともっと深めることができるのではないかと、そういった声も頂いております。できれば、地方創生ということでお話をいただきましたけれど、そういったときに地域外からの支援等、国の支援を含め、補助制度を使って、なんとか雨漏りする施設を本当に真剣に考えていただけないものか。このことを地域の方々は聞いておりますので、町長からぜひとも返答を頂ければと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

津南町克雪管理センターにつきましては、私も毎年伺いますが、かなり老朽化が進んでいると見ております。答弁でも申し上げましたように、旧耐震基準の建物でありまして、この度、耐震診断をして改修ということも検討はいたしましたけれども、改修するにしても多額な費用が掛かるということで、今回、見送った経過がございます。今冬の大雪を踏まえまして、現在、この克雪管理センターをどうするかということについて、財源の確保というとも含めまして腐心をしているところでございます。吉野議員からも長い御経験からくるお知恵を授けていただきたいと考えているところでございます。今ほど、オンラインの話とか、地域振興の話がございました。今、津南病院の中で在宅診療ですとかオンライン診療の検討がされ始めておりますけれども、秋山郷の皆さんのニーズが高い医療の面について、オンラインを活用した取組をするなどの拠点としても考えられるかと思っております。様々な秋山郷における行政機能ということが必要だとは思っておりますので、この辺のところ、今ほど申し上げましたように議員からもまたお知恵を頂ければと思っております。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

(10 番) 吉野 徹

先般、総務課長から克雪管理センターの耐震調査につきましてお話いただきまして、やはりお金が掛かりすぎる、と。500 万円くらいでしたか。掛かりすぎるので、耐震調査もやっていないのだという話をいただきました。築 50 年ということで、あそこが本当に地域の拠り所となっていて、奥に栄村さんがありまして、そういった方々もそこまで来て、またお戻りになるのですよね。だから、町まで下ってこられなくて、特に今年は豪雪でありまして、そういったなか、地域の方は家にいるのは怖いから来たということで、あそこで二、三時間休んでいかれるというような方もおります。だから、今後検討するのではなくて、一刻も早くそういったものにきちんと対応していただけないものかどうか。地域の拠り所となっている施設でありまして、ぜひともこの場でもう一度だけ返答いただければ大変有り難いと思っていますけれども、いかがですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

今、地方創生の議論の中で、第二世代交付金というものがございますし、また、デジタル実装型というものもあります。我々も様々研究をさせていただいているところですが、拠点整備の面についても、この交付金対象になり得るとも考えておりまして、ただ、そういったことも含めまして、財源の確保については腐心をしているところでございます。また議員からもこういったお話を頂きましたので、引き続き研究を重ねてまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

(10 番) 吉野 徹

大変有り難いと思っております。例えば、克雪管理センターに津南町の分所として小さな図書館を開くといった場合に、そういったときに国の補助金を得られることがあるというお話も聞いておりまして、あまり町が資金を出してやれなくても、半分でも 3 分の 1 でもいいから。もっと真剣に考えていただきたいと思っております。

これで終わります。

議長（恩田 稔）

換気のため、11 時まで休憩いたします。

—（午前 10 時 47 分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午前 11 時 00 分）—

議長（恩田 稔）

2 番、滝沢萌子議員。

（2 番）滝沢萌子

2 番、滝沢萌子です。

通告に従い、質問いたします。

1. 津南町の自然資源をどう守っていくか。

（1）近年、全国で水源地等をその自治体の住民以外が購入する事例が多く起きています。GATS という国際協定がありますが、これは WTO の 160 か国中、多国は規制・禁止の条件があるなか、日本だけが土地取得について留保せず締結してしまったというものです。土地の開発行為の規制が無い以上、各自治体の条例で守るしかないと考えます。今後、町所有の土地を町外者又は外国資本が買いたいといった提案があった場合、どのように対応していくのか、お伺いします。

（2）現時点で町に対し、水源地を含む森林や土地を買いたいという問合せがあるか、お伺いします。

壇上からは以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

2 番、滝沢萌子議員にお答えいたします。

津南町の自然資源をどう守っていくのかの 1 点目、「全国で水源地等を自治体の住民以外が購入する事例が多く起きている。土地の開発行為の規制が無い以上、各自治体の条例で守るしかないと考える。今後、町所有の土地を町外者又は外国資本が買いたいという提案があった場合、どのような対応をしていくか」についてお答えいたします。津南町の自然資源をどう守っていくかにつきましては、昨年の第 4 回定例議会で村山議員にお答えいたしました。近隣自治体では自然環境保全条例等を制定して対応している状況となっております。新潟県では、新潟県水源地域の保全に関する条例に基づき、指定した水源地域内の土地取引行為を事前に把握する制度を定めています。他市町村の状況を詳しく見ますと、自然環境保全条例のほか、県と重複しますが、水源保護条例を市町村条例としても制定していたり、地下水採取に関する条例、環境保全条例等をそれぞれの市町村の状況に合わせ制定しているようです。また、日本においては、「外国人土地法」という外国人や外国法人による日本の土地に関する権利の取得を制限することができる法律がありますが、運用するには憲法上の問題が生じる可能性があるとして、この法律が発動されたことはありません。自然環境保全条例等の制定につきましては、近い将来的には、津南町でも自然保護や水源保全の体制づくりを進め、関係部署、関係機関、関係者と連携し、自然環境保護条例等の必要性を議論し、検討していくことが必要であると思っております。また、町所有の土地を町外者又は外国資本が買いたいといった提案があった場合、どのような対応をしてい

くかについてですが、決算書の財産に関する調書に記載のように、町は行政財産として約 116 万㎡、普通財産として約 383 万㎡、町有林として約 204 万㎡の土地を所有しているところです。町所有の土地は、私たち町民の財産であり、譲渡については将来の町の在り方や譲渡による町への影響等を見極めるなかで総合的に判断していく必要があると考えています。一方、私有地や町名義ではない生産森林組合名義の土地、集落の共有地等につきましては、先ほどの県条例により、水源地域の土地所有者は、土地取引の契約を締結しようとする日の 30 日前までにその土地を所管する地域振興局、津南町の場合、南魚沼地域振興局農林振興部になりますが、そこに届け出が必要となっています。届け出書を受けた県は、当該市町村に通知し、必要に応じて現地立入り調査を行い、市町村に意見を求め、土地所有者に助言を行うこととなっています。

2 点目、「現時点で町に対し、水資源を含む森林や土地を買いたいという問合せはあるか」についてお答えいたします。現時点において、町有地について購入を打診する問合せはありません。

以上です。

議長（恩田 稔）

2 番、滝沢萌子議員。

（2 番）滝沢萌子

それでは、再質問させていただきます。

少しほかの現状の話をさせていただきますと、北海道では累計約 3,500ha の土地が外国資本によって買われている状態のようです。東京ドームで言うと、755 個分ということでした。宮崎県のほうでは、水源地保全条例の対象区域に入っているにもかかわらず、約 700ha の土地を一度に取得されているという事例がありまして、こちらは転売も続いているという非常に不安定な状態になっているようです。水源地を含む大きな範囲での森林を買い取ることで、目的が不明瞭なケースというのが全国各地に出てくるようになってしまいました。また、世界的には、水不足になってきており、25 年後の 2050 年には人口が 97 億人になり、そのうちの 50 億人は水不足になるという国連の予想が出ております。既に海外で水による摩擦というのが起きている状況でございます。津南町は、豊富でおいしい水資源のある町としてブランディングを進めています。まだ守るためにしておくべきことというのが残されているように思います。今後は、個人間での売買というのも持ち掛けてくるケースがあるのではないかと、増えていくのではないかとというのも予想されます。こういった状況ですので、慎重な判断が必要だと思います。財産が大体分かっているということですが、この地域はこの水源を使っているだとか、そういった細かい利用状況みたいなことに関しては把握しているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

建設課において水道事業をやっておりますが、水道の配水池や水源地の場所については把握はしております。

議長（恩田 稔）

2 番、滝沢萌子議員。

（2 番）滝沢萌子

恐らく、そういった専門的な分野になっていって、一度にぱっと言って分かるというようなことではないのかなという認識ではあります。先ほど、頂いたお話でも詳しい方々にお力を頂くような話もありましたが、有識者といったかたちで自然保護、水源、地質、生物といった部分も守っていくために、協力を得るといったようなことは可能であるか、そういったことも考えられているか、お伺いします。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

先ほど、各地の事例を出していただきましたが、これはどこの条例も届出制になっておりまして、これはやはり憲法との問題があって、相当難しい問題と把握しております。国のほうも、それについてかなり意見を言っている議員の方もいらっしゃいます。ただ、言われた有識者、町としては現時点での検討はしていないのですけれども、これからそういう状況が生まれてくることを鑑みれば、そういうことも必要なのかなと思っております。

議長（恩田 稔）

2 番、滝沢萌子議員。

（2 番）滝沢萌子

ちなみに、今まででそういった専門家の方と協力して条例を作ったといったようなことはありましたか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

条例ではないのですけれども、ジオパークの自然資源・文化資源保護憲章は、多分、有識者等とお話はさせていただいているのではないかと思います。詳細が分かれば、教育次長から説明させます。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

令和２年６月に苗場山麓ジオパーク自然資源・文化資源保護憲章というものを制定してございます。ただ、こちらはあくまでも憲章というところではございまして、法的な規制等々があるわけではございません。私ども教育委員会といたしましては、苗場山麓に点在するこの地域ならではの貴重な自然資源・文化資源の存在、こういったものの意義、まずはこれを町民の方に十分知ってもらうというところで、考え方とか思想を教育委員会としては憲章にのっとって周知をしていくところから始めたということです。これについては、苗場山麓ジオパークは地理的・地質的な専門員もおりますので、こういった自然にも造詣の深い専門員もいますので、そういった方々の御意見等々は聞きながら憲章を制定したという経過はございます。

議長（恩田 稔）

２番、滝沢萌子議員。

（２番）滝沢萌子

ありがとうございます。そういったかたちで聞きながら決めていける面があると分かると安心かなと思います。やっぱり自然は一度失ってしまうと、なかなか取り戻せないものだと思いますし、最近では妙高市のほうとかでも 700 億円近いリゾートを開発しているということで、開発が進むにつれて、やっぱり条例も必要だというようなニュースが流れてくるようになりました。近隣や、そういった新潟県内であるとか、先ほども地下水の条例の話もありましたが、こういったことを参考にしながら進めていくということもあると思うのです。ほかの市町村と話し合いながらの条例づくりというのもあり得ることでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

隣の栄村さんがそのような条例を制定しておりますし、そこら辺、秋山郷とも被ってくるところもあるのかなと思いますので、そういうことも検討はするところも出てくるかとは思っています。

議長（恩田 稔）

２番、滝沢萌子議員。

（２番）滝沢萌子

様々な方々、あるいは自治体との連携が必要かなと、やはり思います。

先ほど、近い将来、必要であるというようなお話を頂きましたが、現時点で分かる範囲でスケジュール的なといいますか、このくらいをめどには必要ではないかというお考えがあれば教えてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

いつまでにとというのはお答えできませんけれども、そういう条例案も含めて、早めに対応していきたいとは思っております。

議長（恩田 稔）

2 番、滝沢萌子議員。

（2 番）滝沢萌子

そうですね、早めのほうが良いなと私も思っております。しつこいようですが、今年度少しでも取り掛かろうというお気持ちはありますか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

すぐにでも検討したいと思っております。

議長（恩田 稔）

2 番、滝沢萌子議員。

（2 番）滝沢萌子

ありがとうございます。そう言っていただけると、大変心強く思います。ちなみにですが、取り掛かると、どの程度時間が掛かるか、もし、大まかなイメージでもあれば教えていただければと思います。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

これは条例になれば、当然、議会にお諮りする必要がございますので、早くても6月議会、相当に急ぐのであれば臨時会となります。ただ、条例を制定するには、やっぱり罰則とかを設けるかどうかはかなり慎重に決めなくてはいけないと思っておりますので、ある程度の時間、何か月という単位、1 か月、2 か月くらいの単位になるのかなというところでござい

ます。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

今ほど来の御質問、ありがとうございます。法律の基本的な知識というものも必要になってくると思うのですけれども、国の骨格を決めているのは日本国憲法であります。その下に各種法律が定められていて、その法律というのは国会で議決されて作られるものです。都道府県も含めた各自治体の条例というものがあります。これは、その上位の法律の上を行けないといえますか、基本的にはそういった法体系になっております。ですので、ある程度、どこまで求めるかによりますけれども、国を動かさなければいけない部分もありますし、全国でそういった動きが出ているのもまた承知しておりますので、そういったなかの動きと、また、地域の中での協議といえますか、そういった複数の動きが必要になってくると思います。地域の中での動きということについては、現状の憲法と法律の下では基本的にやはり報告をさせる、民同士の取引については報告をさせるというところが。私も今のところ、まだ研究途上でありますけれども、そういったところが考えられるかと思っております。その下では、一つ一つ売却する人に勝手に売らせないといえますか、そういった努力をしていくしかないということになりますので、それをしっかりとやっていくということに尽きると思います。

議長（恩田 稔）

2 番、滝沢萌子議員。

（2 番）滝沢萌子

ありがとうございます。非常に時間も掛かるだろうと正直思っております。憲法、法律、私は素人でありまして、お恥ずかしいですが、本当に詳しくないのですが、国の憲法が上ということで、個人間の取引に介入はできないといえますか、それを規制するというのは財産権の侵害になるということで、やっぱりなかなか土地に関する法律がうまく作れないということも読んできました。そういったなかで、違反した場合の対応ですとか、利活用になった場合に、作った条例がお荷物的な扱いになってしまうといったことがないように考えなければいけないと思っているので、かなり大変なことにはなるのかもしれませんが、一緒に協力し合いながら条例を目指せば良いなと思っているところです。

続きまして、土地を売りたいという問合せが無いということでしたが、既にもうここは売ってしまったという場所がありますか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

町有地ではそういう所は。当然、細かい部分、必要に駆られて青線（水路）・赤線（里道）等の所はありますけれども、大きなまとまった土地を売ったというのは町としてはございません。ただ、私有地で1万㎡以上の売買があったときは、それは契約した後なのですから、届け出る。土地取引法でしょうか、土地利用計画法に基づいてそういう法律がありますので、1万㎡以上の土地取引があった場合は、県を通じて町に報告が来るようなかたちになっております。それは多分、何件かあるのだらうと思っております。それは農林振興課のほうに届出が来ますので、もし、詳細が必要であれば、後日、担当のほうに聞いていただければと思います。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

ありがとうございます。またいろいろ教えていただければと思います。

町有地内で環境汚染又は不適切な開発が行われたといった事例は今までありましたか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

環境汚染等の話は聞いておりません。もし、税務町民課長のほうで把握しているのであれば、補足をお願いします。

議長（恩田 稔）

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

そういった話は聞いておりません。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

私の個人的な話の中でも、そういった大きなことになったというのは聞いたことが無かったので、特別住民にとっての問題になったというようなことは現時点で無かったのかなと思いました。今はまだ平和であったというのはあるのですけれども、もし、今後、こういった話が出てきてしまった場合、安全性が未知数だと感じた場合によっては、町側からも売らないよと、拒否したりするということは考えられますか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

町有地であれば、そういうことはできるのかなと思いますけれども、民有地であると、なかなか町は加入できないのかなというところです。

議長（恩田 稔）

2 番、滝沢萌子議員。

（2 番）滝沢萌子

ありがとうございます。やはり個人間での取引はなかなか難しいなというのは、そうだなと思います。町有地に関して、やはりそういう危険があるかもしれないと思ったときには、ぜひ、拒否するということも検討していただきたいと思いますし、やはり国のほうの整備も必要だということもそうだったのですけれども、水源地となりますと、住民の命であるとか暮らしそのものということに直結してくるのかなという思いです。そういった場所に関わる問題になったときには、どんな条件が出てきたとしても守るべき場所だといったような気持ちなのですが、そこに対しての思いは一緒でしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

それは当然、町民の生命、身体、財産を守るというのが町の責務でありますので、そうではない状況に対応するようなときは、そうではなくなるように動くというのは当然のことかと思っております。国のほうでも、土地取得についての規制も視野に見直しをされている、と。でも、安全保障上の場所、基地とかの周辺という所からかと思いますが、そういった状況も聞こえてきておりますので、ぜひ、国のほうでの動き、全国での声を踏まえた、そういった動きも期待するとともに、地域内でのそういった状況について、しっかりと対応していく、そういうところは当然やっていきます。

議長（恩田 稔）

2 番、滝沢萌子議員。

（2 番）滝沢萌子

国の基地の周りですとか、重要な場所の周りは使わないでほしいというような法律もあるといったことで、ただ、それ以外となると、今の日本の状態ではなかなか難しいということなのだ実感しているところでございます。条例も早急にできるようなものではない。すごく複雑で難しく、積み立てていくものということですので、本当に後はいざというときの対応というのができる限りの準備なのかなと思っておるのですが、いざというとき、

売買にすることが議決として始まる前に、もし、そういうことがあった場合は住民のほうに説明をしたり、合意を得るですとか、そういったことが必要になってくるのかなと思います。例えば、大きな影響がありそうかもしれないといった場合には、住民への説明会などはお考えでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

私の首長としてのスタンスとして、当然、町民への説明を行う予定です。ただ、もしこうなったらとか、こういうふうな悪いことがとか、過度に町民に対して不安をあおるような、そういった説明をするような考えはありません。今の現実には起こっている状況をフラットに冷静にお伝えしたなかで、考え得る様々なことについては説明をさせていただきたいと思っています。また、その前段におきまして、私も住民代表の1人でございますけれども、当然、代議制をとっておりますから、住民代表であるところでしっかりと議論がなされるということが、まず、第一義だと思っています。

議長（恩田 稔）

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

ありがとうございます。本当に万が一のような話で恐ろしい思いばかりを気にしているというわけではないのですが、やっぱり世の中を見ると、知らなかったとか、気にしてなかったというようなことではまずいかなと思いますので、こういったときにはこうしようといったようなことが考えておけたらと思っております。

難しい判断が続くと思うのですが、津南町で住み続けるということのために、あらゆる角度からのことを考えておきたいと思います。土地に関しては、やはり今、日本が大セール中といったような言い方もしますが、転売も非常に続いておりまして。はっきりした目的があるという場所もあるのです。リゾートであるとか、そういうことははっきりとした目的であると思われますが、何のために買ったのかという謎の場所も多くあるということで、自治体では、売却時に想定していないといったような使い方・売り方をされるようなケースというのも実際にあり、そういったなかで、自然資源、水源地などなどを保全するために、長期的な町有地の活用、又はいざというときは土地を買い取るといったような対策というのは考えられますか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

町にとって必要な土地であれば、町で買い取るということも考えられます。私有地をと

ということなのですね。町にとって本当に必要であれば、町の財産として求めるということとはします。

議長（恩田 稔）

2 番、滝沢萌子議員。

（2 番）滝沢萌子

町民の暮らしの中で、ここが無いと安全ではないといったようなことが見受けられたときには、ぜひ、そのようにしていただければと思います。

やはり「ゆき みず だいち つなんまち」ということで、自然を大事にしているという町でして、一見、非常にお金だけが掛かってしまうような面もあると思うのですが、自然を守るということ自体がもう志の高いような面があると思うのです。そっちの道に行くというのを勇気を持って選んでいただきたいと思っており、世界的に見れば贅沢な町で、議員の一員としても、町民の 1 人としても、共に守り続けたいと思いますので、引き続き御検討をよろしくお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔員。

（11 番）江村大輔

11 番、江村大輔です。

通告に基づき、大きく 3 点質問します。

「希望と愛、参加できるまちづくり」を基本に、令和 6 年度は「子どもから大人まで人が育つまちづくり予算」、令和 7 年度は「人も産業も育つまちづくり予算」を理念に掲げ、毎年、五つの特徴を持たせた予算編成を行っています。令和 7 年度予算は、予算編成から実行まで行うことのできる桑原町政 2 期目の最終年度の予算となり、また、津南町総合振興計画の前期最終年度でもあります。

1. そこで、大きな 1 点目、新年度予算についてです。

（1）これまでの 2 期、約 7 年間を振り返り、新年度予算は、桑原町政が成し遂げたいことを着実に実現できていますか。その理由は何でしょうか。

（2）新年度予算では、総合振興計画のどの指標に力を入れ、具体的にどの事業で達成を目指すのですか。

2. 大きな 2 点目、保育園整備の責任について。

（1）以前の保育園増築棟工事で執行済み経費のうち、今後、検討が必要となる経費で新たに損失が出た場合、町長は責任を取ると議会で発言していましたが、地中熱の導入の方針は令和 8 年度に決定するとしています。地中熱に関わる申請事務費以外の経費についても確定するのは令和 8 年度と考えられますが、次の設計に向かう前に

しっかりと責任を明確にして進むべきではないでしょうか。

(2) 町長が発言した責任とは、どのようなことでしょうか。

(3) 設計事業者の提案待ちで自ら決めることなく、子どもたちの未来に覚悟を持って取り組めるのでしょうか。

3. 最後、大きな3点目、ニュー・グリーンピア津南の運営・管理分析支援業務について。

(1) 専門的な知見があるかどうか確認した上で、委託先を決めるとしていましたが、分析の委託先をどのように決めたのですか。

(2) 現在の運営・管理方法の分析結果はどのようなことであったのでしょうか。

(3) 今後、どのような運営・管理方法があるかの分析結果はどうであったのでしょうか。

(4) ホテル業務は専門的であり、規模も大きく、町だけでは判断できないとして業務を委託しましたが、分析結果から判断の確度が高まった上で、町としてどう判断しているのでしょうか。

以上を町長へお伺いします。

壇上からは以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

11番、江村大輔議員にお答えいたします。

大きな1点目、新年度予算に関する御質問の1点目、「これまでの2期7年間を振り返り、新年度予算は桑原町政が成し遂げたいことへ着実に実現できているのか。その理由は何か」、2点目、「新年度予算では、総合振興計画のどの指標に力を入れ、具体的にどの事業で達成を目指すのか」については関連がありますので、一括してお答えいたします。私は、初めてこの任に就いた際、どのようなことがあろうとも、町民全ての皆様の生活を守り、将来に向けて人を育む、その強い覚悟で歩んできたところです。その思いを基に、2期目の所信表明で、「町民の皆様の日々の生活を守る」、「将来の津南をつくる人を育てる」、この二つの理念と六つの基本政策を柱とし、町政を進めてきたところであり、新年度もこれを基本としながら、「人も産業も育つまち」を大きな基本方針とし、事業を進めてまいります。また、町の総合振興計画では、基本構想で五つの柱を掲げているところであり、それぞれの柱の達成を目指してまいります。

新年度予算について主なものを申し上げます。

2期目所信表明での基本政策の一つ目は、誰もが安心できる医療・介護体制ですが、町立津南病院を将来にわたって継続していくために経営改善を進めており、新年度は新たな診療体制を進めていくほか、介護医療院開設準備に向けた3階改修工事を行います。また、新たに、人材不足となっている介護支援専門員について就労継続、離職防止のための支援事業を行います。総合振興計画の基本構想では、「住んで良かったとみんなが言えるまち」の施策となります。

二つ目、基幹産業である農業の推進については、認定農業者等の担い手を支援し、多様な担い手参画促進のため、畦畔管理の支援事業を新規で開始させていただきます。また、近年の気象変動に対応するための渇水対策として、渇水対策水田整備事業をモデル的に実施します。総合振興計画では、「希望と可能性に満ちた活力ある産業のまち」の施策となります。

三つ目、町全体での子育て支援は、町立保育園の整備に向け、設計等に係る令和7年度分の経費を計上しています。また、津南小学校での学童保育の実施に向け、施設整備を行います。総合振興計画では、「生涯学びながら成長できるまち」の施策となります。

四つ目、地域経済・商工業の活性化では、新規事業として、ポイントシステム機器整備・プレミアムポイント発行事業を行うほか、観光客の周遊を高め、域内消費を高めるためのデジタルスタンプラリー事業も進めてまいります。総合振興計画では、「希望と可能性に満ちた活力ある産業のまち」の施策となります。

五つ目、暮らしを守る環境づくりでは、新規事業として省エネ改修補助事業や集合住宅等改修事業で住宅の質を高める施策を実施させていただくほか、町道修繕などを継続して進めます。総合振興計画では、「安全・安心で快適に暮らせるまち」の施策となります。

六つ目、町民と共に歩む町政へでは、町民の皆様と今まで以上に対話し、町政の進行の原動力とするため、「町民の皆様との対話会」を継続して開催させていただいているところです。

引き続き、中長期的な視野に立ち、津南町に関わる全ての人たちを幸せにできるよう、持続可能な町政運営に邁進してまいります。

大きな2点目、保育園整備の責任に関する御質問の1点目、「今後の保育園増築棟整備に係り、地中熱の導入方針が決定する令和8年度の設計に向かう前に責任を明確にして次に進むべきではないか」についてお答えいたします。今後の保育園環境整備に向けて、町及び町教育委員会では、昨年、江村議員をはじめとする議員の皆様、有識者や保護者の方々、保育士や行政職員をメンバーとする「津南町保育園環境整備のための検討会」を立ち上げ、「つなんの未来保育方針＝保育ビジョン」及び保育園環境整備に向けた施設面・設備面など、具体的な内容の検討も行っていました。その中では、議員御指摘の地中熱利用については、「経費の問題や利用効果の課題等から必要ないという結論に至った」と報告を受けております。一方で、「公共施設として、子どもの育ちや健康面、環境に配慮した施設とすべき」との報告も受けているところです。私としましても、今後、様々な行政運営を行う上で、SDGS（持続可能な開発目標）、自然や地球環境への配慮は必須事項であると捉えております。これらを踏まえつつ、これまで議会にも御説明してきたとおり、町・町教育委員会では、この度の出生数を踏まえ、子どもの育ち、保育サービスの拡充、保育士のマンパワー集約、未満児保育室の整備など、早期の課題解決を図るべく、令和7年度・8年度の2か年を掛けてひまわり保育園増築棟の設計を行い、令和9年度・10年度で増築工事を実施し、令和11年度4月、町内1園での新たな保育園運営がスタートできるよう準備を進めてまいります。したがって、今後、より専門的知見や知識、技術等を有する設計業者から、持続可能な公共施設としての在り方や地球環境等に配慮した保育施設として、どのような御提案が頂けるか、地中熱導入による保育園なのか、太陽熱を生かした施設とするのか、このほかにも様々な選択肢が考えられるなかで、頂いた設計案を教育委員会や保育士など関

係職員とも十分に熟議し、最終的に導入する設備等が決定し、取組全体を進めるなかで、仮に新たに損失が出る場合には、最終的に判断してまいりたいと考えているところです。

2点目、「町長が発言した責任とはどのようなことか」についてお答えいたします。「責任」の種類には多々あると考えておりますが、大きくは「損害賠償義務を負うという意味」での「法的責任」と「損害賠償義務を負わない心情的に申し訳ない」という「道義的な責任」があると考えております。一方、そこに過失があったのか、なかったのか、適法であったのか、違法だったのか、などの様々な要因があると思っております。私といたしましては、取組全体でうまくいさせることが責任であり、過去における執行済経費においては、その時点において必要経費として支出された経費でございますけれども、今後、設計が進むなかで、新たに損失が生じた場合には、取組全体で問題が生じているという意味でございますので、その時点で金額なのか、何なのか、責任を取るということは考えたいと思っております。

3点目、「設計業者の提案待ちで自ら決めることなく、子どもたちの未来に覚悟を持って取り組めるのか」についてお答えいたします。議員も御承知のとおり、教育委員会では、昨年11月の「津南町保育園環境整備のための検討会」報告書を基に「津南町保育園の環境整備に向けた基本方針」を12月に策定いたしました。この中では、これまでの津南町保育所保育方針三つの柱、「遊びを通して自ら学ぶ力や生きる力を育成」、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う環境を整備」、「こどもの成長や子育ての喜びの共有」を礎に、「つなんのみらい保育方針＝ビジョン」として「強くてやさしい子が育つ つなん」を掲げています。「強くてやさしい子」とは、「主体的・創造的に遊び込めるこども」、「友達のことを考えて助け合えるこども」、「ひと・もの・自然とかかわりながら感性を豊かにするこども」と定義しております。また、強くてやさしい子を育てるための取組として、津南の環境（ひと・もの・自然）を生かした遊び・交流の充実、未満児保育や多様な育ちに配慮した保育環境整備、早朝・居残りサービス拡充及び子育て支援センター併設に伴う子育て支援の多機能化・拠点化、保小連携体制強化や地域との交流を通したこどもの育ち・子育て支援などを挙げています。基本的には、私もこの「つなんのみらい保育方針」に沿って教育委員会としっかりと連携するなかで、子育てしやすい町・子どもを育む町づくりに覚悟を持って邁進してまいります。

大きな3点目、ニュー・グリーンピア津南の運営・管理分析支援業務に関する御質問の1点目、「専門的知見がどうあるか確認した上で委託先を決めるとしていたが、分析の委託先をどのように決めたのか」についてお答えいたします。ニュー・グリーンピア津南は、非常に規模が大きいだけでなく、ホテルについては非常に専門的であることから、町としての考え方を基に専門的な知見から分析いただく必要があり、知見をお持ちの方のアドバイスや事業者の実績等を基に決定をさせていただいたところです。

2点目、「現在の運営・管理方法の分析結果はどのようなことであったか」、3点目、「今後、どのような管理・運営方法があるかの分析結果はどうであったか」、4点目、「ホテルの業務は専門的であり、規模も大きく、町だけでは判断できないとして業務を委託したが、分析結果から判断の確度が高まった上で町としてどう判断しているか」については関連がありますので、一括してお答えいたします。分析業務委託契約期間が3月末までとなっておりますので、現時点での状況となりますが、最低限の修繕は行っているものの、長期に渡

り戦略的な設備投資が行われてこなかったため競争力を失っていること、施設の修繕については相当な額が必要であること、スキーリゾートとして魅力を高めるには相当な投資が必要であること、魅力を高めていくには町全体で盛り上げていく必要があること、などを御指摘いただいているところです。問題をこのままにしておいた場合の将来リスクが非常に大きいと思っております。現状、町の立場といたしましては、①ニュー・グリーンピア津南のホテルは再生をさせ、存続させたい、②今後の設備のリニューアルする資金は負担できない、③仮に、最悪の場合、空になったときの解体費用の捻出も難しい、というところがございます。また、(株)津南高原開発の立場としては、①町の資金サポートが無いとホテルの運営は継続できない、②一生懸命にホテル運営をしているものの利益が上がらず、継続は難しい旨のお話があります。実際、現在、賃料を免除の申し出がありまして、免除をさせていただいているところです。修繕費については、所有者である町が負担しているという状況でございます。また、債権者の立場もあるわけでございます。したがって、不動産を有する町として、活用方法を考えることは当然でありまして、新たな仕組みで再生させるべく、検討を進めているところでございます。その新たな仕組みとは、①ホテル運営者、②資金の拠出者、③従業員を雇用する会社、④不動産を管理する会社、⑤修繕・リニューアルを実施する工事会社、このそれぞれの共同が必要になります。現状としては、このように判断をしているところでございます。

議長（恩田 稔）

昼食のため、午後１時まで休憩をいたします。 —（午前11時 51 分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。 —（午後 1 時 00 分）—

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

初めにお願いがあります。一般質問は、議員にとって年４回の限られた時間の大切な機会です。答弁を分かりやすくはつきりとお答えいただきたいと思います。

それでは、大きな１点目ですけれども、これまで約７年間の中でコロナ禍での対応に苦慮し、町のかじ取り役として尽力してきたことに、改めてここで敬意を表したいと思っております。就任後には、津南未来会議を開催して、町民の提案事項でもあった「まちなかオープンスペース」を整備し、今では主に多くの中高生の利用があって、平日の夕方には賑わいを見せているということで、町政が実現してきたこともあるなど感じております。先ほどの答弁の中で、「町民と共に歩む町政」という項目の中で対話会の話が出ていたのですが、町長が就任当初から積極的に取り組んできた津南未来会議については、現状、どのようなになっているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

DMO 推進室長。

DMO 推進室長（石沢久和）

未来会議につきましては、いろんなかたちでやってきたのですが、現状は、特に開催はしておりません。医療の未来会議みたいなものも開催されていますし、それぞれの。当初のかたちでの未来会議の開催はなかなか難しいのかなと考えておりまして、様々な場面で津南の在り方というのをいろんな関係者の方々と話し合いをしているという状況でございます。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

（１）と（２）はつながっていくのですが、総合振興計画の 148 ページ、地域づくり基盤の構築という所に「津南未来会議の開催を令和 7 年度年 10 回やる」としてあります。そういったなかで、町長は当初、課も再編することまでをして未来会議を開催し、DMO につながる取組というふうに未来会議が考えられるのですが、DMO については、町長が実現したい具体的な取組なのではないでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

そうですね、必要だと思っています。また、課の再編ということでもありますけれども、昨年、当初予算編成に当たりまして職員に大きな基本方針について話をした折にも話をしておりますけれども、新年度につきましては、人口減少下の対応という意味でもありますし、現実の複雑化・多様化している社会状況、町民ニーズへの対応ということがありますので、将来の役場の在り方についても話し合おうというふうなテーマを挙げております。実は、既にほぼ全職員にヒアリングをして、ほぼ済んでいるのですが、これからの業務の在り方、また、それに伴う機構・組織の在り方、そして、組織分化も含めて、新たな役場の在り方ということについて、新年度、踏み込んで検討させていただく予定です。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

すみません、私の言葉が足らなくて。課の再編は、地域振興課から農林振興課と観光地域づくり課に分けてまで DMO を立ち上げたかったというふうに思ったので、当初、それが桑原町政がしたい、私が議員をやる前でも一丁目一番地が未来会議や DMO だったのかなと思っていますし、必要だと思っているという今の答弁と、総合振興計画の中にも立ち上げるということが書いてあるというなかで、私の今回の質問は新年度予算なのですが、

津南未来会議だったり DMO の取組というのは組み込まれているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

観光地域づくり課の中で取組を着実に進めているような予算編成となっております。様々な行政の業務を行うなかで、指定管理のお話もありましたけれども、行政だけでは今後の町運営を担い切れないといった部分がございます。そうしたときに、やはりそれと共同するような組織、例えば、1 個施設を造りたいときに、それを任せられる組織があると非常に様々前に進んでいきやすいと思います。例えば、観光の分野でもしっかりと事業力・経営力を持った組織があると、結果的に人材育成力も高まりますので、採用力とか人材育成とかも含めて、そういったところは必要ではないでしょうか。私はそのように思っております。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

今の答弁の確認ですけれども、DMO の立上げに着実に取り組んでいるという認識の答弁でいいのでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

従来からも答弁をさせていただいておりますけれども、観光協会の在り方にも大きく関わってくると思っています。今、観光協会は、事務局長を出させていただくなど、ほぼ町で抱えさせていただいて運営をしております。支出も増えておりまして、補助金の額も増えております。任意の自治体ではありますが、職員数も増やして活動しております。活動量も増えてきていると思っておりますけれども、そこで働いている従業員も含めて、いつまでも任意の自治体で活動するわけにはいかないのではないかと考えていますし、それこそ、さっき申し上げた採用力を高めるとか、人材育成をしていくということになると、もう少し経営力を上げなくてはいけないのではないかと考えておりますので、人材という面からも思っていますし、町内経済、観光でという地域経済という意味でも、やはりそこに町行政ではなくて、地域経済を見たなかで、例えば、ツアーを組んだり、産品を開発したそうですけれども、そういったものを売り出していくということはやっていけると良いのではないかと考えています。それがディスティネーション・マネジメント・オーガニゼーションになるということは、そういう登録法人になるかは別として、そういう機能というのはやはり必要ではないかと思っています。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

令和 6 年第 4 回の議会定例会の私の一般質問への答弁で、総合振興計画の指標だったり目標値について話をしたと思うのですが、その時に町長から「勉強したい。」というふうな言葉を頂きました。その結果、本日、「総合振興計画では、この施策になりますよ。」と答弁いただいたのですが、総合振興計画の 144 ページから 148 ページまでの数値目標に対して、現在地の管理というのはどのように行っているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

総合振興計画に定める、いわゆる指標別の数値、KPI を定めている数値は、毎年度進捗状況を調査しております。令和 5 年度末現在なのですが、KPI を定めている百十ちょっとの事業のうち、目標を達成したというのが 41 ありまして、目標は達成していませんけれども、次年度以降に達成できる見込みというのが 49 事業ということで、令和 5 年度末、そういう状況になっております。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

その数値目標に対して、令和 7 年度が最終年度になるわけなのですが、目標値を達成するための予算を組んだという認識で良いのか。前回の答弁のやり取りからもそうなのですが、やはり達成できたものはより良くするというものもありますし、達成できそうもないものは見直すという作業を時間は掛かるのだと思いますけれど、毎年やらないと、町民の思いのこもった総合振興計画を少し軽く見ているのではないかと感じているので、その点、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

おっしゃるとおりでございます。検証するに当たって、なかなか目標の達成が困難という事業もありまして、それにつきまして、その理由等も掲げるなかで、どうやって達成していこうかというところは予算にも反映していかなければならないし、財政ではなくても、例えば民間の力を借りるとか、そういうところは、理由付けを見ながら達成するように努

力しているところでございます。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

計画だったり目標ももちろん設定して、それに向かって実現できるように皆で行動していくということだと思いますので、そちらについては、前回も同様なことを言っていますが、町民を中心に考えて、我々議員と町と共に、この総合振興計画をどうやって達成できるのか、また、令和 7 年度については、きっとその次の後期のこともあると思いますので、しっかりとチェックもしていきたいと思っております。

続いて、2 番目の保育園整備の責任についてなのですが、設計業者については、環境に配慮した施設だったり設備の内容をもちろん提案するのみで、判断するのは町という認識で良いのでしょうか。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、今後、設計のほうに令和 7 年度・8 年度ということで向かっていくわけございまして、そのなかで、設計業者はどのような、これが一般競争なのか、指名なのか、プロポーザルなのか、いろんな手法がありますが、そういったなかで業者が決定していくものかと思っています。そういったなかで、先ほど、町長答弁にありましたように、いろいろな御提案がされてくるのだらうと。それが前回の時には、業者のほうから地中熱利用ということがありましたが、ほかにも太陽光、こういったものを利用するなかで二酸化炭素排出の抑制、あるいは環境に配慮したというような施設、そのほかにもいろいろ選択肢はあるかと思いますが、そういったなかで御提案を頂いたところで、最終的には町長、教育委員会、現場の職員等々の意見を頂戴するなかで決まっていくものだところと考えてございます。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

少し確認させてください。先ほどの町長の答弁で、「取組全体でうまく進めていくのが責任だ。」というふうに発言していましたが、これはもう少しどういう意味か、再度、分かりやすく町長から教えてください。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

このビジョンに基づく保育園整備がうまくいくことを意味しております。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

そのビジョンに基づいた保育園整備がということと経費の確定は、令和 8 年度は経費の確定かもしれないですけど、今、ビジョンということと言うと、完成しなければそこにたどり着かないということだと思います。経費の確定は令和 8 年度、完成する令和 10 年度までは基本的にはやっていくのが責任だということで、内容だったり金額が確定した時点で、その時の町長、副町長、教育長が責任を取るということで、当初、町長が自ら発言した「不要な額が出た場合には責任を取る。」ということとこれはイコールにならないような気がするのですが、こちらの見解はいかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

今回、通告、あるいは壇上で頂いた御質問は、新たに損失という、そういった表現をされてございます。私ども、新たな損失ということの定義について、具体的にお聞きして答弁したわけではありませんけれども、新たな損失というのは取組を進めるなかで新たに損失が出るということでございます。取組全体を進めるなかで、新しい損失が出るということとは大きな問題であって、それはどういったことなのか、いずれにしても責任が伴うと思っています。そうしたことの無いように、しっかりと取組を進めてまいりたいと思っています。過去に支出された経費というところについては、これまでの取組の中で当然、必要経費として支出されたものでございます。それについては、過去の損失ということで、大きな意味では私の認識としては、過去の町議会の中で一定の責任を取らせていただいたと認識しております。法律の世界では、一事不再議ということがございます。今後の議論が必要なのはございますけれども、再度の訴追が必要だということでありましたら、私どものほうも、それを受けて内部でしっかり検討した上、結論を出したいとは思っております。私どもの認識としては、新たな損失というのは、これから設計業務を進めるなかで、新しい損失が出る（場合を指す）というふうな認識をしております。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

少し認識が違うと思います。ここは大事な所です。私の質問は私の言葉で書いたわけで

はなく、これは答弁した町長の言葉で書いていますので、「執行済経費のうち、今後、検討が必要となる経費で新たに損失が出たら」ということで、議会で町長は答弁しています。なので、私が言ったこの質問書ではなくて、町長自ら発言したことに対して私は聞いているので、再度、損失が出た場合に責任を取れというふうに言っているわけではなくて、町長自ら発言した、「この地中熱を含む、まだ今後検討が必要となる経費の責任を決まった段階で取りますよ」という答弁が数年前にあった。それが今、設計費で上がってくるのであれば、もうここ決めませんかということを言いたいのです。それも決まっていなくて、なおかつ責任は本当に新たに大きい損失が無ければという責任の話に変えるというのはちょっと違うのではないかなと思うのですけれど、この見解はいかがですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

議員がおっしゃるのは、「執行済経費の今後検討が必要な経費」という中の、恐らく同じ表を持っているかと思いますが、1番から11番の中での話かと思います。これは、先ほど申し上げたように、今後、設計を進めていくなかで明らかになっていくものと思っています。この1番から11番の中で新しい損失が出るということは、現時点では考えにくいところがございますけれども、これから設計を進めるなかで新たな損失というものが明らかになった、仮にそういった場合になれば、責任については当然考えなければならないと認識しています。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

すみません、11番までというのは私の中にはなくて、行政から頂いた「ひまわり保育園増築棟工事関係執行経費」というものの3番の「執行済経費のうち今後検討が必要となる経費」を見て話をしています。今もう使ってあって、地中熱についての話でもあるので、地中熱自体を使う使わないの判断は町だということを今、教育次長も話をいただきました。といったなかで、やはり答弁で町長、副町長、教育長が責任を取ると言った議会があった際の「また新たに出たら」というのは、基本的には「執行済経費のうち今後検討が必要となる経費」がまだ不透明だから、そこで出てきたら」という認識でいます。もし、そうでないのであれば、ここで訂正していただきたいですが、訂正すること自体もすごく違和感を覚えますし、それは責任を先送りにする責任逃れというふうに認識してしまいます。その点、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

もうちょっとはつきりさせたほうが良いと思うのですけれども、地中熱につきましては、こちらはこちらで決めても業者から OK が出なければ駄目だし、その逆も然りです。どちらかだけで決められないということです。それが仕事だから。こちらがこちらで何々の技術がいない、設備がいないというのは決められなくて、やはりそこは設計会社と協議をして決めなければならない部分かと思います。逆に、設計業者が OK だと言っても、町が OK でなければ、それは設計が成り立ちませんので、そこはやはり協議して決めることになります。その上で、これまでの 3 番の「執行済経費のうち今後検討が必要となる経費」の中の 6 番でしょうか、環境省の補助金申請事務費、また、7 番の環境省補助金申請事務費試掘費についてのお尋ねかと思います。これについては、過去、設計をする段階で必要と判断されて支出された経費になります。ですが、これから、新しい設計をする上で、例えばこれ使わないと判断することもあり得ます。だけど、それは新たな損失ではなくて、過去の損失であって、ということです。新しい損失が生まれるということではないので、設計を進めていく上で、もし、新たな損失ということが出るのであれば、それはその取組がうまくいっていない、問題が生じているということです。そのときはしっかり考えなければいけませんけれども、過去の損失の中で環境省の地中熱の補助金が無駄になったのだろう、あるいは試掘が無駄になったのだろうという御指摘かと思いますけれども、過去の損失の所の責任をという話であれば、またそういったお話をさせていただければと思います。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

過去です。でありますし、この一般質問の質問書での書き方、国語のレベルだと思うのですけれど、「執行済経費のうち今後検討が必要となる経費」で新たに損失が出た場合ですよ。その中で新たに損失が出る可能性があるということですよね、地中熱は。使わない判断は町がするのですよね。いきなり振って申し訳ないですけど、建設課長、今ほど、町長が答弁した設計業者と町が同じ考えでないと設計が成り立たないという答弁は、本当にそのとおりなのでしょう。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

設計をする上で、こちらの担当者と設計業者の担当者と打合せをしながら行うわけですけど、やっぱりその打合せの中で、双方というか、こちらのほうの意見を言うてこうできるかどうか。道路でも一緒ですけど、意見を言うて、設計業者のほうで「これであれば可能だ。これはちょっと駄目だ。」というふうに意見等をやり合って、そして同じ認識を持って進めていきます。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

そのときの判断は、最終的には町ですよ。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

担当者というか担当課のほうで判断をします。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

私は、町長と私は同世代だと認識しています。私のほうは、もう 40 代になっていますけれど。やっぱり問題を先送りにしないで、私たちの世代と一緒に先人から守ってきたものを大切に引き継いで、次の津南町を切り開いていきたいと私は考えています。町長と共にそれが実現できるのではないかなと思いますが、今ほどのように、認識違いをこの議会の場でいろいろやり取りさせられてしまうというのは、なかなか責任感とか、私と町長の考える覚悟の違いを非常に感じてしまいました。新年度予算案に民生費の中で保育園設計の業務委託 1,100 万円が計上されていますけれども、本日のこの一般質問は、町長の考え方だったりをお聞きする大切な機会です。地中熱等の損失が出る可能性があるということは、令和 8 年度まで待たなければいけないと言っていました。今ほどのやり取りで、その判断は町のほうにあると。相談は設計業者にするかもしれないですけど、地中熱自体をこの場で導入しないという判断をしていただけませんか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

建設課長の言ったとおりで、私も言っているとおりのですけど、こちらはこちらで設計をできるわけではないので設計委託をするわけ。こちらが発注しているわけだから、こちらが最終的には OK を出さないと設計が完成しないということになりますので、それはそういう認識はそれで良いのですけれど、それが今回、設計を進めていく上での、正確に申し上げますと、それが新たに生じる損失ではないです。過去を遡って再度それを訴追するということであれば、これは過去の損失だと言えますけれど、今回、設計を進めていくに当たって、過去の執行されて支出されたものが、それが損失だということではない、あり得ないので、整理をしますとそういうふうな認識をしています。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

一番整理していただきたいのは町長です。やはり、責任を取ると言って減額した、あの時の答弁、やり取りをもう一度聞いていただきたいと思います。その時は、過去のなんていうふうに今のように言っていません。「その時にあった決まっていなかった経費の中で執行できないものがあつたら、不要なものがあつたら責任を取る」と言っているのですよ。それについて聞いているのです。前回の一般質問も同じです。しかも、その文章は私が作ったのではなくて、町長が答弁しているもので作っている。なので、過去のというふうに今は話をしていますけれど、当時、責任を取ると言ったときには、その話にはなっておりません。なので、今ほど、地中熱も町が作らないと言っているのに、設計業者が地中熱を作れというのはいくらでも得ますか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

それはいいですね。だけど、さっきから申し上げているように、こちらがこちらで OK でも、あちらで駄目であれば駄目で、あちらが OK でも、こちらが駄目のときもありますので、それは発注者として受託された先と協議をしながら決めるということになると思います。発注者として、最終的にはそれを自分たちのものにするわけですから、そこに責任と言われれば、それは所有者として責任はあります。それを今、使わない使うの判断をするということではないと思っていますので、今年度、特に御議論いただいた環境への配慮というところについて、いろいろ太陽光は身体に影響を及ぼすという話も出たようでございますけれど、できれば設計の専門的な知見から、どういうふうな環境に配慮した施設にするのかということをお知見を頂くなかで、それは決めていければいいのではないかと考えております。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

もちろん検討会が全てではないです。ただ、検討会は、保護者も入ったり議員も入ったり、行政のいろいろな専門的に仕事をしている方も入っているなかで、地中熱は必要ないという結果が出ています。なので、ここで覚悟を持って地中熱をやらないとして、責任をしっかりとって、そして次の建設に向かう、それが町長の責任なのではないでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

検討会につきましては、設備の面を話し合われたというのは地中熱だけだったと聞いていて、そこだけちょっと具体性が高く、ほかの所の設備について触れられているわけではなかったので、やはり設計を進める上で全体の設備をどのようにしていくかということで、実際の実務としては判断をしていくべきではないかと思っています。決して先送りするというのではなくて、しっかりと適正な設計業務を進めるなかで、施工に向けて進めていくということが私が申し上げている取組全体でうまく進めるように舵をとっていくということでございます。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

本当はこの 3 番を今日はいっぱい聞きたかったのですが、答弁がちぐはぐ過ぎて、もう自分もどう整理していいか。これは教育長に聞きたいのですが、私たち検討会メンバーは、地中熱のみを挙げて聞いてほしいと私たちが言ったのではなくて、町当局と教育委員会から「地中熱についてはどうですか。」という、ある意味具体的なのはそこだけがなぜか私たちに「ちょっと判断してもらえませんか。」という認識で委員としていたのですけれども、今ほどの町長の答弁だと、あたかも検討会自体が地中熱のみをそこだけしかやっていなかったというニュアンス。全然意味合いが違うと思うのですけれども、これは教育長はどういう捉え方ですか。

議長（恩田 稔）

昨年度は検討会、大変ありがとうございました。今、町長から話があったように、検討会では設備や施設を中心に話し合って、広さとかも話したということがございます。そういったなかで、私のほうから検討会の第 3 回目だったかと思いますが、いろんな議論をするなかで、令和 3 年度に保育園整備で不落になったということの一つの原因が地中熱であったということもありましたので、私どもとしては、今後、設計に向かうに当たってその辺のところも皆さんの御判断をお聞きしたいという意味で、私のほうから地中熱についての利用、また、環境整備に関わる部分でのそういった施設はどんなものが良いかも含めて議論いただきたいとさせていただきました。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

町長、今のを聞いていてどうですか。内部でそこはちゃんと話合われていないのではな

いですか、今で言うと。それでいて検討会に参加していた私たちがあたかも地中熱だけ
とって判断していたように捉えられては、もう議論の余地が無いような気がするのですけ
れど、そういうやり方・言い方で合っていますか。地中熱自体、私たち議員がやりたくない
なんて言っていないし、元々町がやりたいと言って、議会もその時に OK 出して進めていっ
たものが、結果、執行部の責任の下、不落になってしまった。その中でも、一つの要因とし
ては地中熱があるのではないか。だから、今回、「地中熱はどうですか。」、「いや、地中熱は
必要ないと思います。ただ、環境に配慮したものは必要です。」（という検討会での経過が
あり）、でも、地中熱が無くなると、「今後検討が必要となる経費」の不要になる額が増えて
しまう。そうすると、責任を取らなければいけない。責任を取ればいいのですよ。責任を取
って、そして、子どもたちの未来のために、私たちが歩みだす。そうしないと、新たな新年
度予算に設計費を賛成するということはできませんが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

地中熱のことを検討会の皆さんにお聞きするということについては、私は報告を受けて
いましたので、御意見を伺うということは必要であったと思います。それを受けて、全部
必要ないという判断だったかどうかは、全部必要ないと言われたと受け止めていますけれ
ど、井戸を掘っていますので、それが活用できるというところも含めて、やはり設計業務
を進めてみて、どういうふうに組合せをしながら、環境に配慮した施設づくりをするか
というところについては、これから設計の実務の中で判断をしていく必要があると思ってい
ます。前回、前々回の答弁で申し上げましたように、頂いた御意見・報告書については受け
止めさせていただきましますし、十分に尊重させていただきますけれども、これについては、
そのように思っております。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

やはり責任をしっかりと取る、それがトップの役割だと思っています。皆、自分たちだけ
ができるわけではなくて、やはりトップの考え方、責任感、覚悟、そういうものを背中を見
て、職員たちも働いていると思うので、その点はしっかりと自覚して、今後、進めていただ
きたいと思います。

3 点目のニュー・グリーンピア津南の分析支援業務についてなのですが、臨時議
会の中の石田議員の質疑で、「しっかり確認した上で委託先を決めたい。」としていました。
専門的な知見の根拠は何だったのかということを知りたいのですが、その前に、この委託
先の会社と業務委託の契約をしたのはいつでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

今、総務課長が欠席しておりますので、何月何日かということは申し上げられませんけれども、議会が終わって夏終わりか秋口だったかと思います。専門的な知見というところの内容でありますけれども、先ほど申し上げた様々な力の共同がないとあのような大きいホテルを運営するのは難しいということがございます。日本でホテルの資金の拠出とか、運営、管理、改修、工事会社、資産の管理、融資する銀行、それらを含めたなかで立直しを描けてやれるということは、国内で4社から5社に限られております。そのようななかで、複数の意見を聞いたりしながら、その業者について選定をしたところでございます。一緒に業務を行わせていただくなかで、しっかりと業務をやれているというふうに判断をさせていただいております。具体的に何がどうなのかというところについて、また御指摘いただけるようでしたら、お願いしたいと思います。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

業務委託の契約日は、令和6年8月7日で、臨時議会の可決は前日の8月6日です。次の日なのです。質疑の中で「しっかり確認した上で委託先を決める。」と言っていて、もう次の日に委託先が決まっているということは、もうそもそも決まっていたのではないかなと思います。であれば、答弁の時にもそういうふうな話をしていただきたい。正確な情報を町民に伝えてほしいと思います。議会での答弁というのがどれだけ重要か。先ほどの保育園の関係についても同様です。こういう町政をやっているということに関しては、我々議会のチェック機能は十分果たしていかなければ、本当にあらぬ方向に行ってしまうのではないかなと考えています。

町長の就任はじめでの職員訓示で、「結果責任は全て私にあります。」と述べていたようです。地元紙に書いてありました。今回の一般質問を通じて、町長が自ら津南町の未来のための決断と責任を抱いて、町政と真摯に向き合うことを切に願って、一般質問を終わります。

議長（恩田 稔）

9 番、栞原洋子議員。

（9 番）栞原洋子

それでは、通告に基づきまして大きく3点、一般質問いたします。

1. 豪雪地帯の雪害対策を伺います。暖冬と言われたこの冬、豪雪となり、2月10日、災害救助法が適用されました。地球温暖化により、更なる豪雪になるという説もあります。

(1) 標高450m地帯にある気象庁アメダスの積雪量も豪雪対策の基準に加えることができないのか伺います。現在の豪雪対策の数字は、役場、上郷、結東の3地点の平均積雪量とされています。そこには、気象庁の観測点アメダスが入っていません。その標高450m地帯は、津南原、赤沢台地から中子、所平、上野などがあります。この地帯は、津の基幹産業である広大な農地があり、多くの世帯が暮らしており、牛舎、豚舎、農作業場、ユリハウスなど、農業施設が数多くあります。その地域をなぜ豪雪対策の基準に加えていないのか伺います。

(2) 集落管理の消雪パイプの維持費軽減について。人口減少と戸数の減少、さらに、高齢化で集落住民の負担が重くなっています。また、集落の敷設ポンプの老朽化も進み、多額な改修費となっています。既に集落からの要望も出ていると思いますが、消雪パイプの電気料や修繕費も含め、軽減策が必要だと思います。そこには、町は補助するつもりがあるのか伺います。

(3) 先日、農業者の方々と町長、副町長にお会いし、ユリハウスや畜舎、作業場などの機械除雪の燃料、暖房費用などが値上がりのなか、更なる豪雪で大変苦勞をしていると訴えました。豪雪時の農業施設維持管理費への補助をするつもりがあるのか伺います。

(4) 要援護世帯への町の除雪援助事業と上越市の除雪費助成制度について伺います。上越市の除雪費助成制度は、多雪地帯と海岸部、市街地も含め全市一つの基準にし、家屋の屋根、玄関前、その他の日常生活で欠くことのできない場所、下した屋根雪、車庫、納屋、作業場など、必要最小限の除雪作業に要する費用の一部を助成しています。助成額は、令和5年度から市内一率で1世帯7万2,100円を限度としています。津南町は、援助対象者となった要援護世帯へ除雪利用券3万1,500円3回分を発行し、地区民生児童委員から各世帯へ配布されます。対象となる除雪は、生活の本拠である家屋雪、作業場などは対象外で、避難路の確保、日常生活に支障をきたす屋根からの落雪の除排雪となっています。上越市のように、車庫、納屋、作業場などへも対象を拡大することなど、思い切った支援が必要ではないか、お聞きします。

2. 介護医療院への問題点と安全対策を伺います。私は、津南病院の老朽化を指摘して、建替えを主張しています。町は現在、休床している3階の療養病床を廃止し、介護医療院に転換するとしています。建替えを先延ばしにするために大規模改修・リフォームへと答弁が後退してきました。建替基金も作らないでいます。介護医療院のニーズはありますが、老朽化している所に作ることは深刻な問題があります。

(1) 介護医療院は、スタッフがいてこそやれます。現在でも不足しているなか、本気で確保できると考えているか、伺います。

(2) 緊急時・災害時の避難。感染対策では、現在1基しかないエレベーターを使用することに危機感はないのでしょうか。本当に入院患者を安全に避難させることが可能なのか、シミュレーションをしたのか、お聞きします。本気で介護医療院を設置するなら、患者やスタッフの命と安全を守るため、まず、エレベーターの増設の検討を早急に行うことを提言します。

3. ニュー・グリーンピア津南の現在の進捗状況と住民への説明時期を伺います。

(1) 町と(株)津南高原開発との契約が今年9月30日に満了を迎えます。昨年8月、運営・管理支援業務委託料400万円、弁護士業務委託料200万円の委託費、計600万円で県外事業者へ調査委託し、この業者との契約は3月31日までであります。これを延期することはないと考えます。現在の状況を詳しく説明していただきたいと思えます。

(2) 新年度予算に修繕費1億753万円を上げています。これまで町は、これ以上の財政支援はできないとして、外部に業務委託しています。方向性も決まらないなか、更に多額の税金を投入することは、今までの説明と矛盾しているのではないですか。伺います。

(3) 住民へ説明が必要です。広大な土地を提供した住民と、観光の拠点として無くしてはならないと思う住民の気持ちを考え、町はしっかりこれまでの経過を説明する責任があります。いかがでしょうか。

壇上では以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

9番、栗原洋子議員にお答えいたします。

大きな1点目、豪雪地帯の雪害対策に関する御質問の1点目です。「現在の豪雪対策の数字は、役場、上郷、結東の3地点の平均積雪量とされているが、気象庁のアメダス観測点が入っていない。なぜ豪雪対策の基準に加えていないのか」についてお答えいたします。議員の御質問にございますように、町では役場、上郷、結東の3地点において継続して積雪を観測しており、県の指定観測点となっているところです。観測点として望ましい場所として、県は基準の中で、定時観測ができること、住家が存在し住民生活への影響を反映する場所であること、標高差や地域特性を考慮した場所であることとしています。また、アメダスの観測地点は、気象庁が全国に設置するものの一つとして昭和53年11月に設置し、観測を行っているものです。豪雪災害に際しての災害救助法又は新潟県災害救助条例の適用については適用基準が定められており、基本的には県が指定する各市町村の観測所の平均積雪深が県が定める基準積雪深の1.3倍に達した場合に法適用が、津南町の場合には1.2倍に達した場合に条例適用がされることになっています。観測点の変更をするには、県が指定する観測点であることから県と協議をする必要がありますが、変更後の観測点が県の基準を満たすだけでなく、集落の世帯数、標高や距離などの地理的条件及び降雪状況が大きく変わらないこととなっており、過去との継続性のなかで定められたものであることから、現時点においては難しいものと考えています。今回の豪雪に伴い、災害救助法が2月10日に適用となりましたが、同日の3地点の平均積雪は294cmで、法・条例のいずれの適用基準にも届いていませんでした。県と連絡を密にするなかで、降雪や屋根雪の状況など町の状況を的確にお伝えしたことで、法適用基準の中にある社会秩序の維持・保全のため緊急

な公的介助の必要が認められる場合として弾力的に適用いただいたものと思っております。今後も、豪雪の際は町の状況を的確にお伝えしていくとともに、適用基準はもちろんですが、救助対象等についても弾力的な運用をいただけるよう要望してまいりたいと考えており、先日も与党の選挙区支部長が雪の状況を視察に来られた際に、現状を説明し、要望し、また、昨日も県選出の国会議員や内閣府防災担当、国土交通省国土政策局、国土交通省北陸地方整備局が豪雪の被害状況を視察に来られた際、災害救助法の弾力的運用について、要望の一つとして要望書を手渡し、説明させていただきました。

2点目、「集落管理の消雪パイプの維持費軽減」についてお答えします。町では、冬期間における町内の道路交通確保のため、集落で管理する消雪施設に対し、津南町生活道路消雪施設事業補助金として、井戸ポンプ等取水施設、消雪パイプ等の老朽化に伴う更新事業に事業費 300 万円を限度額として 65%の補助事業を行っており、要望いただいている集落には次年度との継続性のなかで定められたものであることから、現時点においては難しいものと考えています。要望いただいている集落には、次年度も実施予定となっております。なお、維持管理的経費について補助制度はありませんが、先日、議員の皆様にご説明させていただき専決処分し、各集落に対し、今冬の豪雪において発生している経費について、除雪対応支援金として予算額約 1,140 万円の規模で支援させていただきます。

3点目、「豪雪時の農業施設維持管理費への補助をするつもりがあるか」についてお答えいたします。農業施設等の維持管理は、各農家が降雪時に際し、随時、排雪作業を行っていただき、施設の維持管理に御尽力いただいているということは承知いたしております。今冬の降雪による投雪機等の使用状況を把握し、通常年に比べた燃料費の使用状況に応じてどのような対応が可能かどうか、関係機関を交え検討していく予定としております。

4点目、「町の除雪援助事業について、上越市のように車庫、納屋、作業所なども対象にすることなど思い切った支援が必要だと思うがいかがか」についてお答えいたします。津南町要援護世帯除雪援助事業は、除雪作業が不可能な 65 歳以上の方のみで構成されている高齢者世帯、65 歳以上のひとり暮らし世帯、母子世帯、障害者世帯等で住民税非課税のこれらの要援護世帯に対して、生活の本拠である建物の屋根雪除雪を支援することにより、安心して過ごせる生活環境を確保することを目的に昭和 56 年から実施している事業であります。除雪利用券は、除雪を行った事業所や知人等に対し、除雪費用の一部として渡し、事業所等は事業を委託している社会福祉協議会に除雪利用券を提出し、後日、除雪代金として受け取る仕組みとなっております。なお、降雪状況によっては除雪利用券を追加発行するなど、従来から除雪支援の対応をしてきたところであります。平成 30 年度からは、従来、原則対象外としていた屋根の構造が落雪式や融雪式の屋根についても支援対象とし、具体的には、落雪式については、落ちた雪が玄関等の避難路を塞ぎ頻繁に排除雪が必要である住宅、雪が隣接住宅敷地や公道に落ちるため定期的な除排雪が必要である住宅等を対象とし、また、融雪式については、灯油価格の経済的負担が大きいことから除雪利用券を燃料費軽減目的で使用していただくために配布しております。議員からは、上越市の取組を御紹介いただきましたが、当町においては生活の本拠である建物の屋根雪除雪を支援することにより、安心して過ごせる生活環境を確保することを目的として事業を実施しており、まずは生活の場である住宅の除雪を優先させていただいている、落雪式や融雪式の屋根についても支援対象とさせていただいているところです。また、降雪状況によっては除

雪利用券を追加発行するなど、除雪支援の対応をしております。今後も、様々な御意見、他自治体の状況などを参考にしながら事業内容について検証してまいります。現状においては、除雪対象の見直しについては考えておりません。

大きな2点目、介護医療院の問題点と安全対策に関する御質問の1点目、「介護医療院のスタッフは本気で確保できているのか」についてお答えいたします。現在、津南病院の3階利活用として、令和8年度に医療機関併設型小規模介護医療院を開設できるよう、検討や準備を進めております。議員御指摘のとおり、介護医療院開設に当たり大きな課題の一つに人材確保があります。医師やリハビリ専門職、薬剤師等は、病院の職員が適切に対応できるように新たな配置はせず、また、常時看護や、介護に携わる看護師や看護助手については、専任職員を配置するため、新たな採用を目指していきます。一方、病院や訪問看護ステーションの必要な看護師等の確保には至っておらず、仮に確保できない場合は、病床や外来等の機能転換や見直し、業務の効率化や連携等を進めることも検討する必要があると考えています。

2点目、「緊急時・災害時の避難は、1基しかないエレベーターを使用することに危機感はないのか。本当に入院患者を安全に避難させることが可能か」の質問にお答えいたします。津南病院のエレベーターは、患者さんや家族、職員等が通常利用する中央エレベーターと、食事配膳用として栄養科厨房に隣接している北エレベーターの2基を設置しています。病院消防計画では、火災時には煙道となる恐れがあり、また、地震時には自動停止をし、閉じ込められる恐れもあるため、避難の仕方はエレベーターを使用しない方法をとることとしております。病院自体が燃えにくい素材でできていること、防火シャッターや排煙ダンパー等消火設備を可能な限り最大限活用すること、火災報知器により消防署、役場、そして、院内に迅速な通報が可能であることから、自力移動困難な入院患者さんや病棟職員は、火元に遠い場所に留まる籠城避難をする避難計画としています。利用者も含めた患者さんの安全確保を最優先とし、避難訓練や防災会議等を通じ、緊急時に冷静に、そして、状況に応じた判断ができるよう確認していきます。なお、新興感染症の対応時などは、新型コロナウイルス感染症対応の経験を基に、面会禁止やゾーニング、時には入退院停止等により感染拡大防止策を施し、エレベーター利用による影響を最小限に抑えながら診療を継続してまいりたいと思っています。

大きな3点目、ニュー・グリーンピア津南の現在の進捗状況と住民への説明時期に関する御質問の1点目、「運営・管理支援業務委託料400万円、弁護士業務委託料200万円を委託している。これを延期することはないと考える。現在の状況の説明を」についてお答えいたします。運営・管理支援業務委託については、先ほど、江村議員にもお答えさせていただきましたように、業務委託契約期間が3月末までとなっておりますので、現時点の状況となりますが、最低限の修繕は行っているものの、長期に渡り戦略的な設備投資が行われてこなかったため競争力を失っていること、施設の修繕については今後相当な額が必要であること、スキーリゾートとして魅力を高めるには相当な投資が必要であること、魅力を高めていくには町全体で盛り上げていく必要があること等を御指摘いただいているところです。先ほども答弁で申し上げましたように、資金の拠出というところについては、町が単独で行っていくことは難しいところであり、町の将来を考えるなかで、どのような方法があるか検討を進めているところです。弁護士業務委託については、ニュー・グリーンピ

ア津南の敷地が広大であり、様々な権利関係を確認する必要があることや、現在の契約等の問題点等を整理する必要があることから、アドバイスを頂いているところです。年度末に向けて検討を進めてまいります。

2点目、「新年度予算に修繕費1億753万円を上げている。これ以上の財政支援はできないとして、外部業務委託し、方向性も決まらないなか、多額の税金を投入することは今までの説明と矛盾しているのではないか」についてお答えいたします。現在の賃貸借契約、指定管理の期間は今年9月末までとなっているとともに、町としては将来に向けて現在のスキーリゾートとしてのかたちを維持、再生していきたいと考えており、新年度予算では運営に支障が出ない範囲での修繕を計上させていただいたところです。将来に向け、方向性を定めるなかで、町としての財政支出を抑えるよう、しっかり検討してまいります。

3点目、「住民への説明が必要である。広大な土地を提供した住民と、観光の拠点として無くしてはならないという気持ちを考え、町はしっかり説明する責任があるがいかがか」についてお答えいたします。ニュー・グリーンピア津南は、町民の皆様の期待に応え、昭和60年のオープン以来、津南町の拠点として多くのお客様をお迎えいただくとともに、町の顔として町の知名度を上げ、雇用や経済など様々なかたちで町に寄与してきたところです。将来のニュー・グリーンピア津南の在り方についてしっかりと道筋をつけるなかで、町民の皆様にも説明してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（恩田 稔）

9番、栗原洋子議員。

（9番）栗原洋子

まず、再質問の順番ですが、はじめにニュー・グリーンピア津南問題、そして二つ目に災害対策、三つ目に介護医療院とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ニュー・グリーンピア津南の再質問に入らせていただきます。あまりにいっぱい情報があって、それを全てお話することはできませんけれども、回りくどく、くどくと言わないように、単刀直入に申し上げます。現在のニュー・グリーンピア津南の状況です。町民の血税400万円を使い調査をしてもらった結果、現在の建物の価値はゼロ、緊急修繕工事費10億円弱、12年以内の建物の維持に必要な資本的支出が25億円、リニューアル費用は70億円から100億円になるという数字が出てきました。これは、400万円掛けた成果であります。大きな成果であると思っています。今ある情報を基に、町民と共有し、皆で知恵を出し合い、どういうふうにニュー・グリーンピア津南を再生させるかということを私は思っています。まず、町民と情報を共有すること、これが必要だと思いますけれど、町長はどうですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

同じように思っております。なお、町議会に対しましては、毎年9月に（株）津南高原開発の決算情報を公表しております。また、町民の皆様についても、（株）津南高原開発の経営状況については、うわさレベルかもしれませんが、見聞きしたりしているところは多々あるかと思います。これがどのようにしていくかというところは、町民の皆様の関心事であると認識しております。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

この数字を申し上げましたけれど、去年の8月から今まで、町民の皆様には報道では2回ほどあったと思うのですが、それ以降、町からの報道は一切無く、町民はニュー・グリーンピア津南はどうなっているのだと大変心配の声を多く聞いております。ですから、この数字を出すこと。そして、委託をしているコンサルの方、そういう方の会社名もぜひ町長からは発表していただきたいと思いますけれど、ぜひ、よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

既に議事録として公開されているものと認識しています。町のホームページからは、町議会の議事録を閲覧することができます。町民に対しては、そういったところで見える手段の一つとしてございます。また、本議会が済みました際に、町民と皆様との対話会も行う予定でございますけれども、その折にもニュー・グリーンピア津南の状況についてはお話をさせていただく予定としております。所有者としての町の立場というお話もあります。また一方で、考えていただきたいのは、今、運営している会社がどうするかという、会社としての立場としてどうするかというのは会社から考えていただかなくてはならない所かと思います。また、債権者としてどのようにするのか、これは銀行さんかと思いますが、そういった立場もあります。今、それぞれの立場があるなかで、解決しなければならないことが数多くあると思っております。所有者である町といたしましては、今後のニュー・グリーンピア津南の活用方法、在り方という表現をしてきましたけれども、活用方法についてはしっかりと考えなければならないというお話はさせていただいているところであります。先ほど、江村議員の質問にもお答え申し上げましたように、今後、どのような仕組みでこれを再生させていくかというところについて、検討を進めていく必要があると思っております。これらについては、町民の皆様には、当然、お話すべき内容かと思っております。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（９番）栗原洋子

私は町民の皆さんとこの情報を共有する。まず、町長が町民にお話をして、今、こういう状況なのだとすることを説明し、共有していただきたい。その共有するということについてはどうですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

私からももちろんお話しはしますが、町民の皆様は、既にニュー・グリーンピア津南があまりうまくいっていない、運営が厳しい、賃料が未払いであるという状況は、それを町が免除しているという状況は、多くの方が認識してくださっており、それらについてどのようにしていくかというお話が必要だということは、多くの方に広く知られているものと認識しておりますので、では、今後の議論、今後はどうしていくかというお話をしっかりと町民の皆様とさせていただく必要があろうかと思っています。

議長（恩田 稔）

９番、栗原洋子議員。

（９番）栗原洋子

それでは、住民の皆さんと情報を共有していくということで理解してよろしいですね。

そして、今までの経過のなかで、職員に知られると困るとか、動揺するとか、いろいろ心配をされていましたが、もう既に職員も住民も本当に不安に思っているという状況です、今は。だから、情報を隠しておくのではなくて、400 万円で得た情報を職員や町民にしっかりと報告して共有するという事でやらないと、また何かあるのではないかと、隠しているのではないかとこの憶測が広がりますので、ぜひ、隠し事の無いように、住民に全てお話をしていただきたいと思います。対話会を持ちたいということですが、いつになるのか分かりません。どうでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

職員とおっしゃるのは、ニュー・グリーンピア津南を運営している（株）津南高原開発の社員というお話かと思いますが。それについては、やはり会社組織でありますので、基本的には会社がどうなるかというお話は、会社の経営者がきちんと社員に対してすべき事柄かと思いますが。また一方で、その施設を貸している不動産の所有者として町がこれからどうしようとしているか、いろいろと様々な力が必要なので、協議の上でどういうふうに行っているかというお話については、それはそれで協議をすべきかと思っております。

町が(株)津南高原開発を経営しているわけではありませんので、会社の方向性については、経営者の方が社員にしっかりと説明する必要があります。

対話会の時期につきましては、いずれにしてもこの議会の後になりますけれども、当初予算の内容についてお話をさせていただきたく思いますし、また、津南病院の在り方もこれから大きく変わっていくことが想定されますので、できれば林院長もいたなかで、病院の話もさせていただきたいという趣旨でお伺いするものでありますが、ニュー・グリーンピア津南の在り方、まだ決まっていないところが多いわけでありますけれど、町民の皆様の御意見を伺うというかたちにはなるかもしれませんが、しっかりとそれについてもテーマとしてお話はさせていただく予定です。ぜひ、フェイクニュースというか、町民の皆さんが不安に思うという話をするよりは、これから津南町のためにいろいろと新しい動きが生まれたり、経済が発展していったり、町民所得が拡大していくために、どういうふうなことで進めていきたいかという話をするのが重要ではないかと思っています。

議長（恩田 稔）

9 番、栞原洋子議員。

（9 番）栞原洋子

今まで全く情報が無いから、町からもその情報が来ないから、(株)津南高原開発もどこまで御存じか分かりませんが、情報は多分無いのだと思いますよ。ニュー・グリーンピア津南のほうもそうですけれど。そして、町民も大変情報が無いから、不安に思っている。この先、どうなるのかというのを町がしっかり知らせてくれれば町民も安心するし、「ああ、グリーンピアってこんなに大変だったんだ。」というふうに思うと思いますよ。今は全く情報が開示されていなくて、どんな状態になっているのかというのが分からないわけです。だから、わざわざここで税金を出して調査してもらった、この成果を町民にぜひ知らせたいと思っています。ぜひ、対話会を持ったり、対話会だけではなくて、町の広報紙で知らせても良いと思うのです。月に 1 回出しているわけですし、町長も広報紙の裏側にいつも出しているわけですから、そこで触れても良いと思うのです。そういうふうに、常に町民の立場で情報を公開してほしいと思います。よろしくお願いします。

そして、この調査会社、まだ実名は出てきませんが、実名を言っていただけませんか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

議事録には公開されているのかな、議員もおっしゃっていただいても全然問題無いと思いますけれども、サヴィルズ・ジャパン(株)という会社です。先ほども申し上げましたように、日本には、ホテルの資金の拠出ですとか、運営オペレーター、アセットマネジメントといって資産を管理していくわけですが、工事施工会社、運営時に融資して動かすわけですが、融資する銀行、それらを共同のなかでどういうふうにあるべきかを描いてやれ

るという会社は、国内で外資の4社か5社しかありません。そのようななかで、複数の御意見を伺うなかで業者については選定をさせていただいたところです。先ほどから申し上げておりますように、一緒に業務を遂行するなかで、特に問題なく適切に業務が執行されていると感じております。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

400万円掛けた成果、いろんな資料を頂きましたけれど、そこで十分400万円の価値があると思っています。もうこれ以上、掛ける必要はないと私は思っています。ぜひ、町民とその情報を共有して、どういうふうにしてニュー・グリーンピア津南を今後再生するかという話を相談していただきたいと思います。

会社の名前も出していただきました。この資料によりますと、ホテル運営を続けるには、建物のメンテナンスに約15億円から21億円の費用が掛かるとも言われています。その投資を呼び込むと、委託会社に成功報酬を一般的には20%程度支払う必要が出てくるというふうに資料に出ています。一般的には20%の成功報酬だと。町長は、その手当のめどをどう考えていますか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

今後の話になりますけれども、今回の案件については、40年前のバブル期の箱ものの行政の後始末といいますか、処理です。したがって、通常のそういった不動産の話とは全く別物でございまして、国から20年ほど前に譲渡を受けてから町が所有しているわけでありまして、今後、最低限掛かる修繕費から、例えば、今後の業務を遂行していただくという費用については算定をするようなことで想定しております。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

実際にこの費用をどうするのかというのがありますけれども、もし、例えばメンテナンスに20億円掛かりました。成功報酬が20%。もし、そういうことになったら、町長はその成功報酬を払えるのですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

これからの大事な進むべき方向ですけれども、先ほど答弁申し上げたように、このままにしていくと、町、（株）津南高原開発、債権者、それぞれに将来リスクが非常に大変になってきますので、これは問題をこのままにできないということになります。私が先ほど申し上げたように、これから新しい仕組みの中で再生をさせていくべく検討を重ねさせていただいているところです。まだそういった話には、成功報酬とかいう話はしていないところでもありますけれど、様々な動いていただく調査費用ですとか掛かる経費については、今後、検討しなければならないと思っております。いずれにいたしましても、問題をこのまま放置していくと、町だけでなく様々な関係者の将来リスクが高まっていきますので、それについてはこれからも、どのようなかたちでかはあれですけれど、業務については進めていく必要があるのではないかと考えております。

議長（恩田 稔）

9 番、栞原洋子議員。

（9 番）栞原洋子

次の質問に行きます。新年度予算 1 億 700 万円、町長は、こう言っています。「ニュー・グリーンピア津南の再生に向けた町の考え方」という 7 月に配られたと思う資料、この中で「施設に対し、継続投資を必要とする産業であり、町ではそういうものに今後、法的な資金を使ってやることについて、無理があると考えに至った。」というふうになっています。これは多分、7 月の資料だと思うのですが、町の考え方の中でこれがあります。今後、公的な資金を使ってやることについて無理があるというふうにおっしゃっています。今回、この 1 億 700 万円を新年度予算に上げています。これはこの中に基金も繰り入れた金額になると思うのですが、こんなことをして良いのですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

現時点におきまして、この不動産を所有しているのは町でございます。施設が安全にお客様に利用されるためには、所有者としての責任は果たさなければならないと思っております。今後、施設の在り方、活用方法について検討するなかで、最低限必要な予算について、新年度については計上させていただいたものです。特に、今年度からの継続の中央監視装置の更新がございます。その辺のところ大きいという話と、スキー場の修繕も度々行っているところがございますので、リフトが止まったりしてお客様に御迷惑を掛けるということがないように、最低限必要な修繕については行わせていただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

9 番、栞原洋子議員。

(9 番) 栗原洋子

では、やっぱり町長が言われたことは矛盾しているということですね。無理があると言ってるのに、新年度予算で1億円も出している。矛盾していないですか。矛盾していないのだったら、理由を言ってください。

議長(恩田 稔)

町長。

町長(桑原 悠)

矛盾はしていません。そちらに書いたのは、例えば、これからもずっと町が所有者としてあり続けるなかで、修繕費の試算が私どもが出したのが15億円だけれど、建物診断で出されたのが25億円、30億円、今は物価が高騰していますのでそれ以上と考えますと、それ以上、あの施設に最低限の維持修繕のレベルでも掛かるというところは、我が町の財政状況からいって無理があるということをそちらで書いたつもりです。将来的なことでもって、それについての支出については無理があるという認識であります。この度のことは矛盾してなくて、今、この現時点において、町が所有者として必要な修繕については、責任を持って行わなければなりませんので、施設を今現在も継続して、また、来年度9月の賃貸借契約までも止めてはいけないわけですから、その点の必要な修繕についてはさせていただきたいと思っています。

議長(恩田 稔)

9番、栗原洋子議員。

(9 番) 栗原洋子

では、修繕として、また更に追加して税金を使うということがあり得るのですね。9月までの契約までに修繕が必要になったら、また税金を使うということですね。

議長(恩田 稔)

副町長。

副町長(根津和博)

9月までは当然、お客様がおります。お客様の命に関わるとか、災害が起きてどこか壊れたとか、緊急に修繕しなければならない事態が出たときは、当然、そこら辺は町の所有責任として対応していかなければならないとは思いますが。

議長(恩田 稔)

9番、栗原洋子議員。

(9 番) 栗原洋子

ここには一言も修繕とかというのが書いていないですよ。そういうものに今後、公的な

資金を使ってやることについてとって、無理があるということなのですよ。だから、そうであれば、そういうふうには書かなくてはいけないのではないですか。9月の更新契約までとか、必要な修繕費は出さなければいけないとか、そういう町の考え方を。私たちは、この資料を見てそう思うわけですよ。言っていることが矛盾していて駄目だなと思っているわけです。今、新たなホテルの経営者を探しているわけですよ。だから、新たな会社が出てきたら、その会社がやるべきですよ。どういうふうな会社が出てくるか分かりませんが、もうしっかり委託した調査ではいろいろ出ているわけですから、もうこの調査はいいですよ、終わりましたよ。だから、新たな業者が来たら修繕をしてもらう。様々な修繕があると思いますけれど。だから、ここでまた町民の税金を使うということは、町長の言われることは矛盾していると思っています。今後、また基金を取り崩してやるということも。緊急時は仕方ないですよ、緊急時は。でも、新年度予算に上がっているわけですから、緊急時でもないわけですよ。契約が切れる9月までにやれば良いわけですから。その辺、どうですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

それは、これからの話を書いていて、何月何日からこうだ、何月何日まではこうだということで表現した文書ではないかと思いますが、将来的にこれくらい掛かるなかで、これを全て町が掛けていくということは、ほかの公的なサービスを維持しなければいけない以上、難しいです、適切ではないですという表現で記載したものです。今回の当初予算に計上されているものにつきましては、最低限必要な修繕費として計上させていただきました。特に安全性について必要だと言われるところについて、支出をかなり絞って、大分落として支出させていただくものでございます。最低限、9月まで契約があるわけですから、そのところでお客様に万が一のことがありますと、所有者としての十分な責任を果たせないというところがありますので、議員の皆様から御理解をいただくなかで、しっかりと施設の維持・護持には努めてまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

9番、栗原洋子議員。

（9番）栗原洋子

時間がないので、次の質問にまいります。災害問題です。アメダスのことですが、観測地点を3か所選んだ。これは町がこの3か所を選んで県に申請をして、この対策の対象にしているということだと思います。町が申請しているのですよね、この箇所については。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

県の防災計画によりますと、これは、県の防災局が降雪、積雪、観測地点の再指定についてということで、平成 17 年 11 月 17 日付けで防災局長通知があるのですけれども、防災局が全市町村に積雪量の観測所を指定するということになっております。

議長（恩田 稔）

9 番、栞原洋子議員。

（9 番）栞原洋子

申請して、そのアメダスも入れられるのであれば、もう一度、申請し直して欲しいということもできることがあるのではないですか。それは無理なのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

観測所の廃止、移転等指定の変更が必要な場合は、市町村から県の防災局に協議するものというところがありますので、できないわけではないのですけれども、ただ、この中で毎時・定時に観測・記録するようなことになっています。今回、アメダスの観測地点では、何日間か欠測というところがありましたので、データの不備なのだと思うのですけれども、その欠測があるようなときに、県のほうがこれを認めるかどうか、ちょっと分らないです。県内町村に指定観測所があるのですけれども、アメダスの観測地点を指定観測所にしているかどうか把握しておりません。ただ、観測地点の 281m というのが昭和 50 年度から平成 16 年度の各観測地点の最大積雪深の合計の平均のようなかたちなののですけれども、仮にここを入れた場合、もしかしたら基準値が上がる可能性も出てくるのかなと、そういう心配もしています。

議長（恩田 稔）

9 番、栞原洋子議員。

（9 番）栞原洋子

その辺は、また県のほうと協議をしていただいて、基準が上がることをないようにしていただきたいのですけれど、とにかくこの役場の地点とアメダスの地点では、30 cm、40 cm と違うわけです。そこには本当に大事な農業施設があるわけで、人口も多いです。だから、そういう所をやっぱり対象にしていきたいと思います。朝晩放送されるその地点は、役場が一番少なく、あんまり大雪ではないですよというふうに印象付けられる。アメダスは、テレビとかネットとかで見なければ、全然情報は入ってきませんから、やっぱりアメダスを入れなければ駄目ですよ。また県のほうにしっかり話をしてみてください。

それから、上越市の例も出しましたけれど、町長は見直しは考えていない、と。車庫や納

屋や作業所などは対象にしないということで分かりました。

それから、介護医療院です。時間がありませんけれど、確認です。介護医療院のスタッフ、今、募集しているのでしょうか。そして、今現在でもスタッフが不足していて大変だという話は現場のほうから声を聞いています。それにしっかりと話を聞いていただいて、必ず確保していただかないと困るわけです。その辺、確保できますね。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

介護医療院につきましては、看護師 8 名、看護助手 8 名、配置したいという準備をしております。ただし、議員がおっしゃった募集をしているかどうかというところでは、専属の募集はこれからだということをお願いします。ただし、シミュレーションの中では、募集して確保ができなかった場合には病床機能とか外来機能とかを転換・変換、そういったことを現在シミュレーションしながら、今後、対応していきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

9 番、栗原洋子議員。

（9 番）栗原洋子

機能しないともっと病床を減らすかもしれないし、外来の先生方が減るとか、いろいろ住民にとって不都合な、そういう状況になるのではないかとすごく懸念するのですが、これから専属を募集していくということです。本当にしっかりと確保をしてください。スタッフの確保は、どこの施設でも大変なものですから。だから、本気になってやらなければ駄目だと思います。兼務ができるとかという問題ではないと思いますので、現場の声を聞いて対応してください。

最後になります。ニュー・グリーンピア津南の件です。ニュー・グリーンピア津南に関しては、町民の大きな関心事でありますし、大きな大事な施設だと思っています。町民の血税を新たに使う必要はありません。情報を隠さず、公表するべきです。議会や町民を軽視するべきではありません。よろしくお願いいたします。

終わります。

議長（恩田 稔）

換気のため、3 時まで休憩いたします。

—（午後 2 時 41 分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午後 3 時 00 分）—

議長（恩田 稔）

8 番、石田タマエ議員。

（8 番）石田タマエ

それでは、通告に基づいて質問をさせていただきます。

1・まず、1 点目、令和 6 年度の事業評価について伺います。令和 6 年度、町長施政方針で掲げた「稼げる町政の取組を進める」について伺うものです。

（1）令和 5 年度に 200 を超える事務事業見直しがありましたが、その結果は、単年度の事業が減額されたことが大きく、本当の意味での事業見直しは 300 万円程度であったと記憶しております。そのうち福祉事業が占める割合が非常に大きかったと思っています。令和 6 年度の成果としては、どのくらい、どういうふうに改善されて来たのか、数値でお示してください。また、不必要との判断が住民生活にどのように影響を及ぼしているかをどのようなかたちで見極めているかについて伺います。

（2）2 点目として、「産業が育つまちづくり」については、各種取組は聞いているところですが、その成果、あるいは何年後にどのような成果を目標にしているというようなことが示されていません。そのなかで、令和 6 年度での成果はどうであったのか。また、今後の見通しについて伺うものです。

（3）次に、一昨年に実施した米・食味分析鑑定コンクールの評価は様々でありましたが、町長は非常に高く評価をされていました。結果の費用対効果については、おおむね 1 億円の経済効果が見込まれるとのことでしたが、令和 6 年度時点ではどのように評価をしているのか。また、今後、1 億円の達成はどの時点を目指しているのか。また、具体的にどのような手順で目標を達成しようとしているのかを伺います。

（4）稼げる町政の大きな柱となる観光振興について伺うものです。津南町の観光は、津南町の歴史文化やこの大地に根付く豊かな自然環境を大切にしつつ、集客力のあるニュー・グリーンピア津南に頼っているところが非常に大きいなか、今年の 9 月で委託契約が満了し、今後の方向が示されていません。津南町の自然環境を大切にしつつ観光振興を図っていくためには、契約満了後のニュー・グリーンピア津南の在り方はどうなるのかを伺うものです。また、観光地域づくり法人 DM0 については、今後、どのように進めるのか。現状、DM0 推進室が必要なのか。DM0 推進室が設置されて 2 年以上が経過するなかで、具体的な動きが町民には伝わってきません。今後の進め方について、伺うものです。

2. 次に、大きな 2 点目です。去る 12 月議会でも、津南病院の方向性を示されたいと質問をいたしました、「今は最優先すべきは財務改善だ。」との答弁を頂いたところです。そういったなかで、目標とする姿が見えないなかで、ただ財務改善だと叫んでも、必要な事業と不必要な事業の判断が付かず、ただ漫然と縮小するだけで、結果、町民利益につながらないのではないのでしょうか。町長は、早急に津南病院の目指す方向を明確に示し、職員はもとより町民に共有すべきと考えますが、見解を伺います。

壇上では以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

8 番、石田タマエ議員にお答えいたします。

大きな 1 点目、令和 6 年度の事業評価の中の 1 点目、「事務事業見直しにより、「必要なものとそうでないものを仕分ける」とあるが、令和 6 年度の成果はどうか」についてお答えいたします。令和 5 年度、219 の事務事業見直しを実施したところです。最終評価結果が見直し、要改善、縮小とされた事業の中には、それぞれの事業の大きな方向性は示しましたが、町民の皆様や各部署等で検討をする必要があり、具体的な事業の見直しまでできなかった事業があり、これらについては継続して議論を進めたいと考えているところです。また、拡大、継続とされた事業であっても、今後の必要性をよく検討していく必要があると考えております。加えて、既存の公共施設についても仕分けをしていく必要があります。財政シミュレーションを行い、歳入を含め、事務事業見直しを引き続き各担当課で検討を進めてまいりたいと考えております。令和 6 年度については、施設としては、美雪町の旧教員住宅を公募型プロポーザルにより売却するとともに、竜神の館、そだき苑、高齢者生活福祉センター、ニュー・グリーンピア津南等の在り方について継続して検討をしてきたところです。また、上下水道特別会計については、令和 6 年度から公営企業会計化を行い、事業会計として収支の明確化を図ったことから、使用料について検討を進めたいと考えております。各種手当や補助金等については、廃止・縮小等の方針を出したのちに、協議を進めるなかで継続となったものもあるところです。今年度は、令和 5 年度の事務事業見直しの内容を進めるとともに歳入についても見直しをさせていただき、使用料・手数料等については、今議会に条例改正を提案させていただいているところです。なお、歳出入とも事務事業見直しを引き続き今後も見直しを進めてまいりたいと考えております。

2 点目、「稼げる町政の取組を進める」、「産業が育つまちづくり」を掲げているが、結果をどう評価しているか」についてお答えいたします。少子高齢化が急速に進むなかで、自らの地域力を高め、稼げる地域をつくるとともに、自治体経営を強化する取組を行っていく必要があるところであり、稼げる町政、産業が育つ町を目指しているところです。私は町長として、町民の皆様がどのような暮らし向きか、直接表情やお声をお聞きしたりしながら施策を進めているところです。

また、結果という意味での数字について申し上げますけれども、令和 3 年度が最新でございますが、県統計の市町村民経済計算にありますとおり、町内総生産の実額としては伸びており、1 人当たり町民所得についても 10 年前より上がってきているところでございます。

また、町税務の状況については最新の状況があります。住民税については、1 人当たりが伸びているところでございますので、結果的に所得が伸びていると言えると考えてございます。

農業分野につきましては、今後の姿として、意欲ある担い手を核としつつ、経営規模にかかわらず、農家が共存・共栄し、持続可能で付加価値の高い農業を実現していくという

ことが重要であり、その実現に向けた施策に取り組むことにより、基幹産業としての農業の維持・発展につながっていくものと考えております。また、農業は「人（担い手）、土地（農地）、もの（生産物）」の三つの大きな要素で構成されているなか、構造政策や生産振興などの施策や事業を組み合わせ、一定程度、継続して実施していくということが重要であると考えております。今年度につきましては、脱炭素農業の実現に向けた施策を進めさせていただきました。このような観点も踏まえ、令和7年度の具体的な農業振興施策については、施政方針で申し上げた内容並びに事業予算案により総合的に推進してまいりたいと考えております。

商工観光業についての結果でございます。第9回目となった大地の芸術祭は、4か月間にわたる会期中に国内外から大勢の来訪者がありました。全体の入込み客数は54万5,931人で前回展に比べ5%減でありましたけれども、1日当たりの人数は6,091人で前回展に比べ55%増となりました。すなわち、収益性が高まったという評価をしているところでございます。新年度は、令和9年度開催予定の10回目となる大地の芸術祭に向けて、十日町市と連携しながら、芸術作品の制作準備や既存作品の修繕・維持管理などを行います。本祭年でない年も来訪者が訪れ、作品や観光スポット、ジオサイトなどを巡ることができるよう取組を進めてまいりたいと思っているほか、他の施策につきましても、施政方針で申し上げましたとおり進めてまいりたいと思っております。

どのような目指していく姿ということがありますけれども、1人当たりの市町村民所得、県平均はぜひ上回っていくべきだと思っておりますので、産業振興について、引き続き力を入れてまいりたいと思っております。

3点目、「一昨年に実施した「米・食味分析鑑定コンクール」の評価は様々であるが、結果の費用対効果については、おおむね1億円の経済効果見込まれるとのことだった。令和6年時点ではどのように評価するか」についてお答えいたします。コンクールの開催により、町内農業者の皆様の技術力や津南産米の品質の高さについて、全国の農業関係者、米流通・販売関係者から認知されるとともに、生産者や実需関係者間の様々な結び付きや交流のきっかけづくりができた大会であったと評価しております。また、大会開催を契機として、米づくりに携わる皆様の中で、食味向上の重要性が浸透し、土づくりの徹底など、近年の異常気象下でも高品質を確保する生産の取組が進んでいると認識しております。今、コメの引合いが高いですけれども、最後に何で判断されるかというのは安全性とおいしさと言われています。今年度の経済効果について、数値としては試算しておりませんが、特に、コメ返礼品によるふるさと納税の増加や、コンクールの受賞農家をはじめコメの販売が好調であるなど、コメ関係への直接的な経済効果がありました。また、津南産米の全国的なPRにより、カーボンクレジットの複数の民間会社との包括連携協定締結をはじめ、新潟食料農業大学との地域農業の活性化に関する包括連携協定、新潟薬科大学との産学連携事業による津南産農産物を原材料とした加工品の商品開発・販売など、津南町全体の認知度が上がったことによる波及効果と認識しており、大会開催に伴う地元経済への波及効果へつながっていくものと評価しております。今後も需要に応じた米づくりを基本としつつ、販売に携わる生産者や出荷事業者の付加価値向上や、新規需要開拓の取組を下支えしていくことが重要であると思っております。引き続き、食味の追求、安全性の追求ということは進めていかなければならないと考えます。

4点目、「町の観光ビジョンの中でのニュー・グリーンピア津南の位置付けはどのように考えるか。また、観光地域づくり法人 DMO については、今後、どのように進めるか」についてお答えいたします。町の観光ビジョンは、昨年の第4回定例会で滝沢萌子議員の一般質問にもお答えしましたが、繰り返しになりますけれど、再度御説明いたします。津南町の観光ビジョンは、地域の特色を生かしながら持続可能な観光の推進を目指しています。津南町は、美しい自然環境や四季折々の魅力的な風景、豊かな文化を持つ地域です。そのため、観光ビジョンの主なものとして大きく四つのポイントが挙げられます。一つ目は「自然と共生した観光の推進」、二つ目は「地域資源の活用」、三つ目は「四季を感じる観光体験」、四つ目は「観光による地域連携の強化」です。観光ビジョンの中でニュー・グリーンピア津南の位置付けは大きなウェイトを占めますが、ニュー・グリーンピア津南単独や津南町内だけで語るのではなく、清津峡トンネルや星峠の棚田、魚野の里といった魚沼エリアはもちろん、インバウンド誘客などを考える上では、長岡・小千谷の錦鯉、長野の地獄谷野猿公苑、みなかみのバンジージャンプなど、上信越エリア全体での連携が必要であり、雪国観光圏や信越自然郷などとの関係性を向上するなかで、エリアの中心滞在宿泊施設としてのニュー・グリーンピア津南の魅力を高め、これまで周辺エリアまでしか恩恵のなかったインバウンド等を誘客できればと考えています。そして、先ほど述べた町の観光ビジョンの実践として、一つ目に、豊かな自然の中でジオサイトやアウトドア活動を楽しむことができる場となります。また、環境に配慮した整備を進め、持続可能な観光のかたちを模索していきます。二つ目は、地元の特産物であるコメ、野菜、花など食材や施設内で活用し、また、雪国文化、雪まつり、ジオサイト、温泉などを観光資源として積極的に磨き上げアピールし、地域経済の活性化を目指しています。三つめでは、四季折々の景観やアクティビティとして、春の桜、夏のキャンプ、秋の紅葉、冬の雪景色やスキーなど、各季節の特性を生かした観光体験を提供していきます。四つ目は、町民と国内外の観光客が交流できるイベントや体験型プログラムを増やし、地域との連携強化をしていきます。

観光地域づくり法人 DMO につきましましては、観光地域づくりを進める施策の一方、観光協会の中に法人化検討委員会を立ち上げ、在り方を協議していると聞いているところですが、まだ結論は出ていないようです。地域の観光旗振り役である DMO 法人があったほうがより強力に地域づくりをけん引できるという考えは変わりませんが、現時点におきましては、法人が立ち上がっていないなかでもできる観光地域づくりとして、その理念である「データに基づいた施策立案」や「やる気ある事業者への積極応援」、「地域全体で話し合いながらのプロジェクト推進」、「関係人口の構築」など、津南町でこれまで十分でなかった考え方を積極的に取り入れ、実践を試みているところです。その成果の一つが観光地域づくり法人の重要な成果指標となっている満足度やリピート率などのデータ収集ですが、津南町は雪国観光圏の中でも、他より多くのデータ収集量があり、分析も始まっています。また、実働部隊である観光プレーヤーとしては、旅館や観光協会だけでなく、ジオパークであったり、農事法人であったり、Tap やつなベジ会であったりといった方々をつないで、実質的な観光地域づくりのネットワーク化を進めています。着実に実績を積み重ねてきているところであり、これからも法人設立も含めた広い視野を持ちながら、津南らしい地域づくりを進めていければと考えております。

大きな2点目、「津南病院のあるべき姿、将来構想と具体的な改善案を町民に示し、共有

すべきではないか」との御質問にお答えいたします。昨年度、津南病院経営強化プランを策定し、地域医療構想や地域包括ケアシステムの構築等を踏まえた果たすべき役割と機能をまとめ、令和9年度までの病院経営計画や取組をお示ししました。津南病院は、身近なかかりつけ医療機関として、地域と共に生き、信頼される医療を提供することを理念に持ち、病院機能を維持していかなければならないと思っています。地域において限られた医療・介護サービス、人材において有効な医療を提供するためには、病院機能の分担や病院間連携の強化が重要であり、高度医療と回復期、慢性期医療、そして、在宅医療や介護サービス等一体となった地域連携体制の確立が必要です。特に病病連携については、県立十日町病院や松代病院、急性期医療を担われる魚沼基幹病院等との連携がともに重要となると考えております。また、新たな医療提供の一つとして、オンライン診療があります。遠方の患者さんで来院受診の困難な患者さんに公民館などを利用していただき、オンラインで通信することで、自分の家の近くで受診ができる仕組みを作り、併せて医療の質の向上を目的に電子カルテの導入を図ってまいります。そして、継続的で安定的な医師・看護師等の人材の確保・育成が重要です。地域医療研修施設として養成プログラムを充実させ、専攻医や学生に、学び・選ばれる病院を目指していきます。施設・設備等の方向性については、昨年9月議会定例会で栞原洋子議員の一般質問において、私は大規模改修すると答弁いたしました。建設資材費等の高騰、財源確保の課題など、引き続き検討を重ねてまいります。しかしながら、病院の財政面においては、新型コロナウイルス感染症の影響や医療・介護ニーズの変化等により収支は悪化しており、令和6年度病院事業会計では、対前年度比1億円を超える経常損失となる見込みです。現時点では、オンライン診療の取組や介護医療院の準備、訪問リハビリの実施や訪問看護のみなし移行等を喫緊の課題として検討しています。津南病院は、小規模ではあるものの、多機能な病院として医療・介護需要に応えていきたいと考えております。赤字幅圧縮は最重要課題の一つであると認識しており、医療需要を考慮した診療科の見直しや病棟の機能転換等を行い、改善に向けた取組を強化してまいります。町唯一の病院である津南病院は、医療機能を維持しながら、健全な病院運営のため、適切な病院形態について情報収集や検討を行っていききたいと考えています。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

それでは、再質問をさせていただきますが、病院のほうから再質問をさせていただきます。12月議会でも、私は同じような質問をしておりますが、その時点では町長のほうからはダウンサイジングというような表現で言われて、「今、喫緊の課題は財務改善だ。」という答弁を頂いたところです。その答弁を頂いたなかで、自分でも納得のいかない部分について、改めて質問をさせていただきます。

まず、津南病院は小規模多機能な病院ということは、誰もが承知をしているところだと思います。例えば、多機能ということですが、今の答弁を聞いても、当然、病院機能だけではなく、介護やその他いろいろ研修等々も含めたという位置付けで考えているのだろうと

思います。もしかして多機能ということは、町長は総合病院ということにこだわっているのか、その辺りについて伺います。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

総合病院ということにこだわっているのかという御質問については、総合病院としてはこだわっておりません。また、院長の言葉で小規模多機能病院というふうに掲げられておりますけれども、病院の現場のスタッフからの声などでは、「多機能ということをどこまで追求するかということとはよくよく話し合わなければならない。」という声が上がっております。それらを受けて、今後、どのような機能を担うのかというところについては、もう少し議論を詰めなければならないと、私としても思っているところでございます。

議長（恩田 稔）

8 番、石田タマエ議員。

（8 番）石田タマエ

津南病院は小規模多機能な病院というのは、確か上村町政の時だったと思います。病院運営審議会のほうに、「今後の津南病院の在り方」ということで諮問があり、そこで答申をした結果、やはり小規模多機能な病院ということで方向付けを出したと思います。それから7年以上がたっているというなかで、町長はこの間、そのことについてどのように考えていましたか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

大変雑駁な質問でございますけれども、多機能というところについては、今ほど申し上げましたように、どのような機能を担っていくかの整理は必要であると思っております。特に、この度、外来のところと入院のところについては、現状の患者数の減でしたり、診療報酬の改定に伴いまして見直しをさせていただく、そんなお願いをさせていただくところもございます。また、在宅の在り方というところにつきましては、この度、電子カルテを導入させていただいたなかでオンライン診療を進めていきたいという方向でおります。それは効率的な診療という意味でも電子カルテということで従来から申し上げておりでございますけれども、そういったものを導入したなかでの在宅の在り方ということについても必要かと思っています。また、住民の健康管理、人間ドック等も含めたことや、また、地域包括ケアの拠点ということでうたってございますので、その辺のところをより強く打ち出すためにはどのような組織の整理をしていくか、それぞれについて詰めなければいけないところは多々あると思っております。

議長（恩田 稔）

8 番、石田タマエ議員。

（8 番）石田タマエ

そのことがいろいろ議論をされ始めて、もう何年かたっているというのが今の私の気持ちです。いつになっても議論が必要、議論が必要ということで結論が出ないなというのがとても疑問に思っているところです。今のまま継続するには、内科常勤医師 4 名体制が望ましいと病院運営審議会では言われていました。今年度並びに新年度については、イノベ枠の医師が交代で来てくれているということもあったりして、今後、4 名体制をキープできるのかなと思いますが、そのためにどれだけの財源とエネルギーが必要になるのか。もし、医者が不足した場合を考えたとき、また、現在、患者が減少してきているなかです。そういったところで考えたときに、以前、町長は「医師確保に議会が否決したから赤字が増えた。」と受け取れるような発言をしております。令和 6 年 3 月議会です。また、令和 5 年 6 月議会では、「議員もよそが何をして医師確保をしているのか、もっと勉強しろ。」とまで言われていますが、これだけ患者が減少してきているなかで、その言葉は今も変わりはないですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

人件費のところの医師給与、また、医師報酬のところのお尋ねかと思います。 —（石田議員「いえ、違います。」の声あり。）— 医師の人件費が増えることによる懸念ということにつきましては、この度、外来の診療部門の見直しを図らせていただきましたけれども、具体的にどの科のところで、どの曜日で、どういうふうな収益状況であって、患者数であって、というところを分析された体制が必要であると感じております。一部の診療科につきましては、議員からもお知恵を授けていただくなかで、12 月議会にそういったお話もございましたので、私どものほうで鋭意分析をいたしまして、必要なところにつきましては、患者数の減に伴って整理をさせていただく部分もございます。また一方で、内科というところにつきましては、高齢化も進展し、複数疾患を抱えるという慢性的な患者さんもおられる。そういった対応も必要なものですから、内科の医師というところについては、引き続き継続していただく必要があるとは思っておりますけれども、一部、3 外来であったものを 2 外来にする日も出てくるなど、調節をさせていただいたところでございます。引き続き、医師・看護師等を含め、人材のところにつきましては、議員おっしゃるとおり周辺状況も私どもも含めて勉強させていただきながら、これから介護医療院の開設も目指していこうとしているわけですので、必要な人材については採用する必要があると考えております。

議長（恩田 稔）

8 番、石田タマエ議員。

（8 番）石田タマエ

私は今回、津南町民の医療を守っていく、そのために、例えば外来の週 2 回を週 1 回に減らしてまでも総合病院であり続ける必要があるのか。一般病院という選択肢もあり、また、診療所という選択肢もあるなかで、ここの判断を町長が速く示すべきではないか。そのために、町長はずっと口を開けば医師確保と言ってきていた。今ほど申し上げましたように、「病院の赤字が増えたのは議会のせいだ。」「議員ももっと勉強しろ。」（※正確には、そのような口調・言い切りでの答弁はしていない。）とまで言っていますが、この気持ちは変わりがないのですかということです。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

議員から様々な選択肢の御提示を頂きました。今日、非常に重要な御指摘を頂きましたので、それらを踏まえまして、これから病院の在り方について考えていかなければならないと気持ちを新たにしたところでございます。現状について、診療所とかそういったところまでは検討はしていない、そういった段階ではないと考えているところです。その前に、議員から 12 月の時点でお話がありました救急の在り方、これらをどうしていくかというところをまずは令和 8 年度については考えていきたいと思いますという話は院長にさせていただいているところであります。いずれにしても、医療というのは広域で成り立っているものであって、津南町民以外にも栄村の住民でしたり、十日町市は松之山、中里をはじめ近隣の自治体の住民も関わっております。病床機能でしたり様々な医療の調整をするときには、私どもは広域の医療調整会議というところに諮って、そこで決議をされるという状況になっております。これからの病院の在り方ということについては、院内での協議も大変重要ですし、広域での協議、先ほど壇上で御答弁させていただきました十日町病院との連携、特に今年はこの辺りを大きく動かせるのではないかと考えておりますけれど、十日町病院とのどのような役割分担、最適化をしていくかというところをまずは進めていければと思っております。

議長（恩田 稔）

8 番、石田タマエ議員。

（8 番）石田タマエ

この方向性が定まっていないから、いろいろなことが今起きるのかなと思えるところがあるのです。この前の住民懇談会でも多数の御意見がありました。町民の方々も本当に心配するとともに不安でしようがないというような状況です。私は、この津南病院が本当に総合病院であり続ける必要があるのかというのを。町長も就任当時から、この辺りのこと

については課題としてあったのではないですか。既に医療再編が始まっている時期でしたが、今まで全くそのことを考えたことはなかったということですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

本日、議員から診療所化についても検討すべきかどうかという御示唆も頂きましたので、それにつきましては持ち帰りまして、庁内や院内でしっかりと議論、また、広域での議論をさせていただきたいと思っておりますが、お金だけの基準で言いますと、当然、総合病院であり続けるということは、従来から大変厳しいと思っております。ただ、住民にとって、また、町政の歴史も踏まえたなかで住民生活にとって、この医療というものの町民の期待が高いものがあると思っております。これからの病院の在り方というところについては、そういった町民の期待も踏まえた、今ほど、「心配の声もある。」というお声がありました。それは医療が無くなっては困るという意味の心配のお声だと捉えております。そういったことも踏まえた病院の在り方につきまして、引き続き、進めてまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

8 番、石田タマエ議員。

（8 番）石田タマエ

引き続き検討するということですが、既に医療再編がさげばれて何年もたっているなかで、この近隣の病院でも、魚沼市とか南魚沼市といったところでも病院というよりも、地域包括医療センターというふうに改めたり、機能を変えたり、既に皆さんそういうかたちでもうやっけてきているのに、あまりにも津南病院の動きが無いというのがとても歯がゆいのです。町長は今、私が総合病院だ、一般病院だ、診療所だと言って、初めてそれを聞いたからこれからするようなことを言っていますけれど、本当に今までそういったことについて考えていなかったのですか。再度、そのことについてお聞きします。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

はっきり申し上げまして、現時点においては診療所化については考えておりません。

議長（恩田 稔）

8 番、石田タマエ議員。

(8 番) 石田タマエ

私は診療所化も一つの選択肢だとは言いましたが、診療所化とは言っていません。総合病院か一般病院か、いろんな選択肢があるのではないですかということなのです。やっぱりそういうことの動きが遅いと思うのです。そうしなければ、これだけ住民が混乱しているのです。前回の 12 月議会で、やはり今、財務改善が最優先課題だということで町長はおっしゃっていました。きっとそれを病院のほうにも、その旨、指示を出したのだと思います。そういったなかで、令和 7 年度に事業計画が組まれているわけですが、リハビリの縮小を財務改善だというような捉え方が現場でされているというふうに私は受け止めたのです。結局、ただ財務改善、財務改善、向かっていく目標が見えないで財務改善というと、意味も無くただ縮小するだけ。このリハビリの縮小というのは。(リハビリは)これから進もうとしている地域包括ケアシステムの一番の要だと思っているのです。そういうことが皆さんに理解されず、ただ規模を縮小、縮小、リハビリは 1 名減員。退職するから補充をしないで、そのまま財務改善につながるからというような説明をこの前いただいたのです。これでは病院の、まさに津南町の医療、これからやろうとする医療・介護を含めた地域住民の生活、こんなことで守っていけるのかなというのが今回の一番大きな質問なのです。その辺りは町長、どうですか。

議長 (恩田 稔)

町長。

町長 (桑原 悠)

議員がこういう分野をこうすべきだという主張を持たれることについてはすばらしいと思って聞いておりまして、お知恵については授けていただきまして大変有り難く思っております。また、従来からリハビリの重要性について御指摘いただいたということは認識しております。今回、リハビリ業務の規模、これについては、職員が 1 名退職するというところでございます。今後の在り方につきましては、議員はリハビリの部分をもっと大きくしていくべきだというお考えをお持ちかと思っておりますけれども、それは全体の病院経営が改善した上で、様々な住民サービスに対応できるような状況になりますので、今すぐにリハビリ部分を拡大するという経営判断はできないところでございます。ただ、今後の重要性というところについては、従来から御指導いただいているように、非常に伝わっているところでございますので、議員は運営審議会の会長でもいらっしゃいます。しっかりと病院の財務改善を行ったなかで、必要な機能については応えられる、そういった経営にしていかなければならないと思っています。

議長 (恩田 稔)

8 番、石田タマエ議員。

(8 番) 石田タマエ

これは私、本末転倒だと思うのです。津南病院は、これから一時医療機関として住民の医療を守りつつ、地域包括ケアシステムの拠点としてしっかり進んでいかなければならな

い位置付けになるのではないですか。そういったなかで、私もリハビリにこだわっている部分もあるかもしれませんが、令和6年度、介護予防の事業として福祉保健課のほうでワnkール3か月、年間4回できるリハビリを中心としたものを組んだのです。希望者は、ニーズはあったけれども、病院のリハビリがやっていられなくてワnkールでしかできない。ほかはお断りしているのです。ニーズを。この現状なのに、なおかつ財務改善のために縮小するというこの現状、私は本末転倒とはこういうことではないかなと思うのですが、いかがですか。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

議員おっしゃるとおり、退職による1名減の補充は、今のところ考えていません。ただし、やるべき職務、4月から訪問リハビリ、議員がおっしゃったサービス支援、こういったところは、できる限り多職種の人材でカバーしながら、あるいは事務ができるところ、そういったことをカバーしながら行うようなかたちのなかで、現在、検討しているところでございます。サービスが低下するようなことのないよう、努力して検討を続けてまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

リハビリの施術を事務がするという意味ではないとは思いますが、それができるのなら、なんで令和6年度にやらないのですか。これだけニーズがあるのを断っているのに。断らなければならないのか。ということは、余力があったということです。なのに、サービスにつなげないという、ニーズがあってもサービスにつなげないということです。なんでこんな状態が許されるのかと思うのです。だから、どうしてもはっきりと病院の、こういう病院に行くのだという、例えば総合病院でいくのであれば、先ほど申し上げましたように常勤医師が4名必要だとこの前言われていました。本当にずっと常勤医師4名抱えていききれぬのか、あるいは一般病院として科をもっと整理をして、今の週2回を1回に新年度はしようかというところもあるのですけれど、もう少し診療科を整理して、無理に総合病院にこだわらない方法もあるのではないかと。これがやはり開設者の町長の判断でしかできないところなのではないですか。だから、病院の職員だって、これによって随分悩んでいる人も少なくないと思います。ですので、やっぱり方向付けを、まずは行き先をしっかりと示していただきたいと思います。いかがですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

すばらしいお話をありがとうございます。議員おっしゃるとおりかと思います。新年度におきましては、病院運営審議会でも林院長のほうから御説明申し上げましたように、地域連携の在り方を優先的に話を、実務的には相談をし始めます。電子カルテですとか、人材の確保について、また、その上で施設の在り方について、どんどん進めていきたいと思っています。現時点におきましては、何度も申し上げましたように、明確に診療所というのは考えておりません。ただ、ずっとこのままの人員で、このままの診療科・診療日数でということは難しいと考えております。なにぶん、この管内の人口が減少いたしますので、患者人口が減少いたしますので、患者人口が減るという意味では、それに合わせた対応をしていくということは経営上、当然やらなければならないことです。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

私は、病院についてはここで打ち切りますが、やはり進む方向を明確に示す。住民も非常に不安に感じているのです。どうなるのだということで、住民懇談会でも非常に多くの意見がありました。そういうことで、まず、住民利益というものを考えたときに何が一番良い方法なのか、しっかりと方向付けを明確にしなければならないことだと思います。町長は就任からもう7年間経過をしているなかで、この課題は最初からあった課題です。ですので、これから皆で相談するではなくて、やはりどこかで大なたを振るわなくてはならない時期は必ずあると思います。私は、もう既にその時期ではないかと思いますが、町長が今そういうことですので、いつまでにそれを結論付けるというか、ある程度の方向付けをするのかという辺りは、今ここで答弁いただけますか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

「いつまでにそれを」という、「それを」というのは何でしょうか。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

総合病院であり続けるのだということであれば、それなりのものがあると思うのですが。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

総合病院と一般病院の明確な違いについて、私は今ここで分からないところですが、例えば、内科だけにするとということについては現時点では考えておりませんし、総務省に出した経営強化プランの改定時期の令和9年時点においても考えることはありません。必要な診療科・診療日数については確保した上で、しっかりと経営効率を良くしながら、町民の医療を守ってまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

ということは、少なくとも令和9年までは今のままでいくと。大前提は町民の医療を守ることです。どういうかたちで医療を守っていけるかということだと思いますが、ということは、この状態で赤字が今後、4億円、5億円ということもあり得るということは致し方がないということですね。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

そういった話にはならないと思います。既に経営強化プランにおいて、計画の数値を掲げております。確か20ページだったでしょうか、あの計画の中で最も大事なページです。現状におきまして、令和9年度の掲げた数字から大きくかけ離れてございます。これは、当院だけでなく、県立病院の多くが大変経営が厳しい状況にございます。県内各地で医療再編の議論が進められておりますし、病院単体での経営改革も進められているところでございます。この数値からかけ離れている以上、この数値に合わせるべくしっかりと財務改善を進め、財務改善だけでなく組織のことも含め、様々な経営改革は進めていかなければならないです。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

経営強化プランの数字から非常に大きく離れています。まして、診療報酬もやはり今、国の方向付けで機能分化、そういった方向付けで診療報酬を上げる所は上げる、下げる所は下げるということも見えているわけですね。ですので、やっぱり津南病院が今、一次医療機関であれば、地域包括ケアシステムをある程度、ボリューム的にも見ていくような病院に機能分化をしていかなければならないのではないかと思いますし、経営強化プランもきちんとPDCAを現場で回して修正をしていかなければならないと思います。立てっ放し、もう翌年度なのか翌々年度なのかからこういう状態、大きくかけ離れているわけですね。

よね。それはやっぱり PDCA をきちんと回していくということも大事だと思います。その上で、しっかりと今後の病院の在り方を見定めるべきではないかと思います。いかがですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

議員おっしゃるとおりで、全く考えに相違はありません。大きな病院の在り方として、論点は四つです。林院長から申し上げたとおりでございますけれども、地域連携、電子カルテによる医療の効率化、医師はじめ看護師の確保と育成・教育、施設の在り方、これら四つの視点におきまして、病院の在り方という意味で進めていく話になります。

議長（恩田 稔）

8 番、石田タマエ議員。

（8 番）石田タマエ

病院はそういうことで、当面は今の総合病院でいくと受け取りました。

では、次の令和 6 年度の事業評価について伺います。事務事業見直しの結果、美雪町の教員住宅を処分したことは評価するところですが、昨年度、事務事業見直しで 2,669 万円の削減案が示されました。このうち、米・食味分析鑑定コンクールや竜神の館の営業停止等による事業が削減された額が非常に大きく 2,314 万円となり、本当の意味での事務事業見直しは 300 万円程度だったと思います。そのうちの福祉事業での削減が大きかったと記憶しているところですが、この事務事業見直しについて、今ほどの答弁で「上下水道を企業会計に移行したことによって、今後、使用料の値上げ等も考えられる。」というようなことも答弁いただきましたが、このことが住民の負担強化につながっていきます。また、今年度も歳入見直しを実施しているところですが、同様に、使用料等を値上げする計画が幾つかあります。もちろん見直しの必要性は感じているところではありますが、これらについて、直接住民負担となります。今、市場の物価高騰については非常に国では物価高騰対策等々がありますが、例えば、この上下水道やごみ袋の値上げだとか細かいことになってしまいますけれども、火葬場の値上げもされてきました。こういったことが今後、各種の使用料の値上げにもつながっていきますが、住民生活が豊かになるどころか困窮していく一つの要因にもなっていきます。これらについて、町長が先ほど「日々の生活を守る。」という答弁をされておりましたが、特に低所得者に対しての町長の思いといいますか、どう考えますか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

前段の様々な料金の見直しですとか使用料の見直しは、必要なものにつきましては町の

将来にとって必要な取組である以上、町民の皆様に御負担をお願いする部分もございます。また、私どもといたしましては、なるべくそういった負担が大きくならないよう、行政効率をしっかりと上げてまいりたいと考えているところでございます。また、後段の低所得者の町民に対する支援というところでありますけれども、この間、五、六年にわたりまして、数々の給付金業務を行ってまいりました。私どもの基礎自治体にとっては、非常に大きな業務負担であったところであります。ただ、住民のためにとということで、職員一同、一丸となって向かってまいったところでございます。また、町民の更なる支援というところにつきましては、この度の大雪でもそうですけれども、燃料費の助成ですとか、様々なその時々に必要な支援についてはしっかりと打たせていただいてまいりました。数値的に見ますと、この間、コロナ禍で地方経済が大変傷んだわけでございます。ただ、国・県などのお力添えも頂くことによって、様々な施策を一生懸命打ってまいりました。それによって、1人当たり町民所得につきましては、大きく下がらなかったというところがございますし、また、このコロナ明けにつきましては、新しいデータがもっとこれから出てまいりますけれども、戻りの傾向がございます。この数年、大変厳しい状況はございましたけれども、1人当たり町民所得は上がっておりますし、町の経済総生産は実額で上がっておりますので、これがインフレによる上がりだということ以上にしっかりと産業を盛り上げていって、その結果、いろいろな町民の方に裨益^{ひえき}するということをぜひ進めていく必要があるという認識をしております。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

時間が無くなってしまいました。観光ビジョンの中で津南町の売りは四つのポイントにもあるように、広大な大地に根付く豊かな自然環境であると思います。例えば、ニュー・グリーンピア津南の今後を考えたときに、津南原大地に降った雪が広大な津南町の大地を潤しているということは現実であります。このことから考えますと、ニュー・グリーンピア津南を含めた津南町の大地は、地域内で大切に保全管理が必要だと考えます。滝沢議員の質問にもありました。特に町有地については慎重な対応が求められますし、例えば契約書に条件を記載したから大丈夫だというようなことは、通常、通用しないという前例もあります。もし、町有地を売買ということが発生したのであれば、これは慎重の上に慎重を重ねるくらい判断に配慮が必要だと思います。もちろん、我々議員もそのところは慎重に、また、自分たちの知恵だけでは不足すると思いますので、必要な所に相談、御指導いただきながら進めていきたいとは思いますが、本当にこの町有地をもし処分するようなことになれば、これは簡単には進められないことだと思います。

それと、稼げる町政というところで先ほど答弁いただきましたが、答弁の中では、「今後、こういうことを進めたい、やっていきたい、検討している、こういうことを手掛けた」そういったような表現だけで、具体的に成果と見られるものが答弁の中でも聞かれなかったと感じています。そういったなかで、先ほどもありましたが、令和8年度は桑原長政2期目の最終年になりますので、そういったものが検討中や考え中、この言葉を一つでも二つで

も成果として示していただきたいと思います。
終わります。

議長（恩田 稔）

以上で一般質問を終結いたします。

議長（恩田 稔）

本日の日程は全て議了いたしました。

3月3日は午前10時に開議することとし、本日はこれにて散会いたします。

—（午後4時02分）—